

# 保証月報



西条市禎瑞の芝桜



4

## Guarantee Information »

- 2021年度 組織体制のご案内
- 「えひめイノベーション起業塾2020」最終プレゼンテーションに出席しました
- 「いよぎんみらい起業塾」創業セミナーに出席しました
- 伴走支援型特別保証制度の創設について
- 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の創設について
- 書類徴求基準の見直し及び書式の改正について
- 「新型コロナウイルス感染症の拡大による影響」に係る保証制度及び保証実績について

## Column »

えひめの産業ルーツを学ぶ①「タオル」



愛媛県信用保証協会  
EHIME GUARANTEE

# 保証月報 4

## Contents

### 保証情報 Guarantee Information >>

- 2021年度 組織体制のご案内 ..... 1
- 「えひめイノベーション起業塾2020」最終プレゼンテーションに出席しました ..... 2
- 「いよぎんみらい起業塾」創業セミナーに出席しました ..... 2
- 伴走支援型特別保証制度の創設について ..... 3
- 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の創設について ..... 4
- 書類徴求基準の見直し及び書式の改正について ..... 5
- 「新型コロナウイルス感染症の拡大による影響」に係る保証制度及び保証実績について ..... 6

### 保証状況 Guarantee Condition >>

- 今月の保証概況（2021年3月） ..... 7
- 本・支所別保証状況 ..... 8
- 金融機関別保証状況 ..... 8
- 業種別保証状況 ..... 9
- 金額別・期間別・用途別保証状況 ..... 10
- 市町制度保証状況 ..... 11
- ランキングベスト10 ..... 12
- 金融機関店舗別保証状況 ..... 13

### 融資保証制度 Loan Guarantee System >>

- 融資保証制度一覧 ..... 20
- 信用保証料率表 ..... 29
- 保証協会団信実績 ..... 32

### コラム Column >>

- えひめの産業ルーツを学ぶ①「タオル」

当協会ホームページのご案内

愛媛県信用

検索



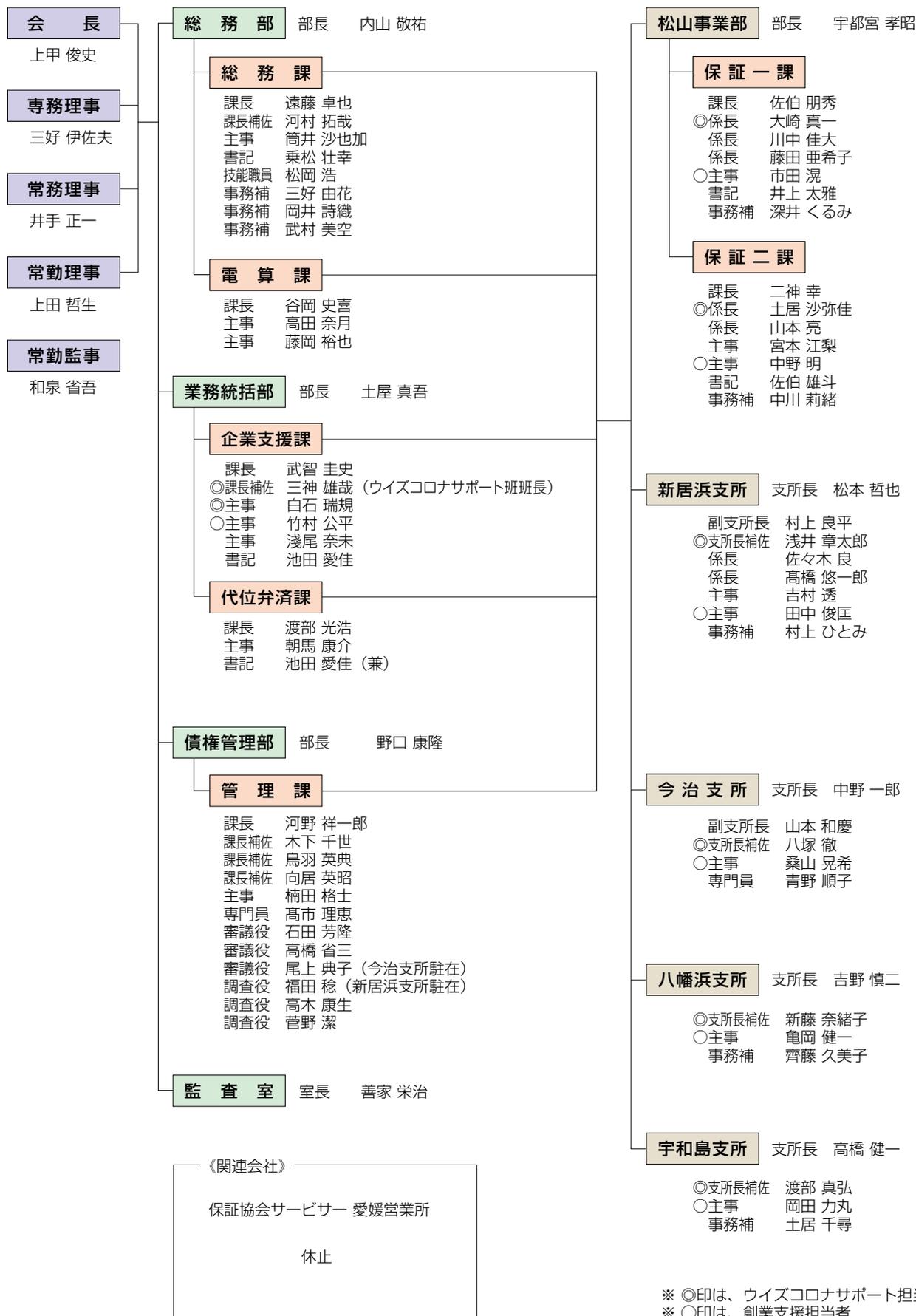
<http://www.ehime-cgc.or.jp/>

### お知らせ (更新・新着情報)

- 2021年04月06日 役員の変更について
- 2021年04月02日 保証の概況:「2021年3月」を掲載しました。
- 2021年04月01日 「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度」を創設しました。
- 2021年04月01日 「伴走支援型特別保証制度」を創設しました。
- 2021年03月19日 保証月報 2021年3月号を掲載しました。



## 愛媛県信用保証協会 組織図 (2021年04月01日)



## 「えひめイノベーション起業塾2020」最終プレゼンテーションに出席しました

愛媛銀行研修所にて開催された「えひめイノベーション起業塾2020」の最終プレゼンテーションに出席しました。今回の最終プレゼンテーションでは、起業塾を終えた塾生の中から優秀と評価された4名が、2020年6月の開講から講師や塾生とブラッシュアップを続けてきたビジネスプランを発表しました。



「えひめイノベーション起業塾2020」は、愛媛で起業し、利益を出せる起業家を生み出すことで、愛媛県内経済の活性化につなげることを目的として愛媛銀行が主催するものです。

今回発表のあったビジネスプランは、どれも愛媛県経済を活性化させるポテンシャルを秘めており、熱意のこもったプレゼンテーションに引き込まれました。

今後もこのような取り組みに積極的に参加し、起業を目指す方々の創業の夢を応援して参ります。



## 「いよぎんみらい起業塾」創業セミナーに出席しました

今治地域地場産業振興センター 2階にて、「創業を目指す方、創業に興味のある方、創業後間もない方」を対象に伊予銀行が主催する「いよぎんみらい起業塾」に講師を派遣しました。

本セミナーでは、「販売仕入、収支・返済計画、事業計画書の策定～事業に必要な資金と設備等を把握する～」をテーマとした講義が行われ、当協会としては、保証協会の目的や仕組み、役割等の説明や創業保証制度等の創業支援に関する説明を行いました。

当協会としても、創業支援に係る取り組みを強化して参りますので、講師派遣等のご希望がございましたら、企業支援課（089-931-2114）までお気軽にご連絡ください。

## 伴走支援型特別保証制度の創設について

当協会では、「伴走支援型特別保証制度」を創設し、2021年4月1日より取扱いを開始しました。

本商品は、新型コロナウイルス感染症の拡大により中小企業者への影響が長期化し、中小企業者の業績悪化が懸念される状況下において、早期の経営改善等を促すため、中小企業者が自らをとりまく状況の分析等を行うことに加え、金融機関が中小企業者に継続的な伴走支援をすることを条件に、信用保証料の一部を国が補助することで中小企業者の資金繰り円滑化を図り、もって当該中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的としています。

### 伴走支援型特別保証制度の概要

#### 資格要件

保証対象	経営行動に係る計画を策定し、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす中小企業者	
(1)	セーフティネット保証4号(自然災害等)の利用者	(売上減少率20%以上)
(2)	セーフティネット保証5号(不況業種)の利用者	(売上減少率15%以上)
(3)	危機関連保証(SN保証とは別枠)の利用者	(売上減少率15%以上)

#### 保証条件

保証限度額	4,000万円以内
資金用途	運転資金・設備資金
保証期間	10年以内(据置期間5年以内) 一括返済は1年以内
保証料率	年0.85%(経営者保証免除対応を適用する場合1.05%) ※0.65%相当の額が国より補助されます(経営者保証免除対応を適用する場合0.85%に相当する額が国より補助)。
貸付形式	手形貸付・証書貸付
貸付利率	金融機関所定利率
返済方法	一括返済(1年以内)・分割返済(10年以内)
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証人に徴求しない。
担保	必要に応じて徴求

## 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の創設について

当協会では、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度」を創設し、2021年4月1日より取扱いを開始しました。

本制度は、多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的としています。

### 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の概要

#### 資格要件

##### 保証対象

再生支援協議会等、保証制度要綱に定める中小企業支援機関等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

#### 保証条件

保証限度額	2億8,000万円（組合の場合は4億8,000万円）
資金用途	運転資金・設備資金
保証期間	分割返済は15年以内（据置期間は5年以内） 一括返済の場合1年以内
保証料率	①責任共有制度の対象の場合0.8%（0.6%に相当する額を国が補助） ②責任共有制度の対象除外の場合1.0%（0.8%に相当する額を国が補助） ※経営者保証免除対応適用の場合は保証料率を0.2%上乗せし、それに伴い国が補助する割合も0.2%に相当する額を上乗せする。
貸付形式	手形貸付・証書貸付
貸付利率	金融機関所定利率
返済方法	一括返済（1年以内）・分割返済（10年以内）
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証人に徴求しない。
担保	必要に応じて徴求

## 書類徴求基準の見直し及び書式の改正について

2021年4月1日より、「書類徴求時期基準の変更及び書式改正」を致しました。

## 1. 印鑑証明書

変更前	変更後
原則として、保証申込の都度必要（コピー可、最近3か月以内のもの）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回は原則必要（コピー可、最近3か月以内のもの）。</li> <li>・2回目以降は変更がある場合など必要に応じて提出</li> </ul>

- (1) 初回申込時（保証、条件変更（信用保証委託契約変更契約書が不要な場合を除く））に最近3か月以内の印鑑証明書（写し可）を提出してください。
- (2) 期中において被保証人・連帯保証人に名称、住所、組織、代表者、改印等の変更があった場合、変更届（様式SH24、様式SH25）と印鑑証明書、及び必要書類を提出してください。
- (3) 2回目以降の申込時は、印鑑証明書記載事項に変更がある場合に最近3か月以内の印鑑証明書（写し可）を提出してください。提出済みの印鑑証明書の内容と変更がない場合は改めて提出する必要はありません。

## 2. 個人情報の提供に関する同意書

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証申込の都度、毎回必要</li> <li>・1保証1回同意書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括同意を可能とし、初回のみ同意書を徴求する</li> </ul>

- (1) 初回申込時（条件変更等で個人情報の同意書が不要な場合を除く）に申込人（個人）・代表者・連帯保証人・担保提供者（協会担保・金融機関担保）より包括同意文言のある個人情報の同意書（以下「包括同意書」という）を徴求してください。  
2回目以降は、改めて個人情報の同意書を徴求する必要はありません（住所変更等の変更届提出時と同様。）  
ただし、代表者変更等により包括同意書を徴求していない場合は、初回申込時もしくは変更届提出時に包括同意書が必要となります。
- (2) 包括同意書徴求後、住所等を変更している場合は変更届と確認資料を提出してください。  
今回申込書一式から「個人情報の取扱いに関するご説明」及び「個人情報の取扱いに関する同意書」を取り除き、改正文言を加筆したものを別途印刷します。  
また、個人情報の提供に関する同意書【残高照会・事前相談用】につきましては、当協会ホームページ内の金融機関専用ページ（書式ダウンロード）に掲載いたしますので、必要に応じてダウンロードしてご利用ください。

## 3. 投機目的でない旨の宣誓書（土地売買業）

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・宣誓書の徴求が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要</li> </ul>

信用保証委託申込上の「本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません」との宣誓文言に投機目的資金に利用しない趣旨も含まれていると解釈されることから宣誓書の徴求は不要となりました。

## 「新型コロナウイルス感染症の拡大による影響」に係る保証制度及び保証実績について

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援として県災害関連対策資金「新型コロナウイルス感染症対策資金」を実施しています。

当保証制度の2021年3月末における保証実績は以下の通りです。

### 【新型コロナウイルス感染症対策資金の概要】

保証制度	資格要件等	保証料・利子の補給	保証限度額	保証期間	据置期間
(全国統一枠)	次のいずれかの認定を受けたもの ①セーフティネット保証4号 ②セーフティネット保証5号 ③危機関連保証	国 <sup>※1</sup>	60,000千円 <sup>※2</sup>	10年以内	5年以内
(県独自枠)		県・市町	50,000千円 <sup>※2</sup>	7年以内	1年以内

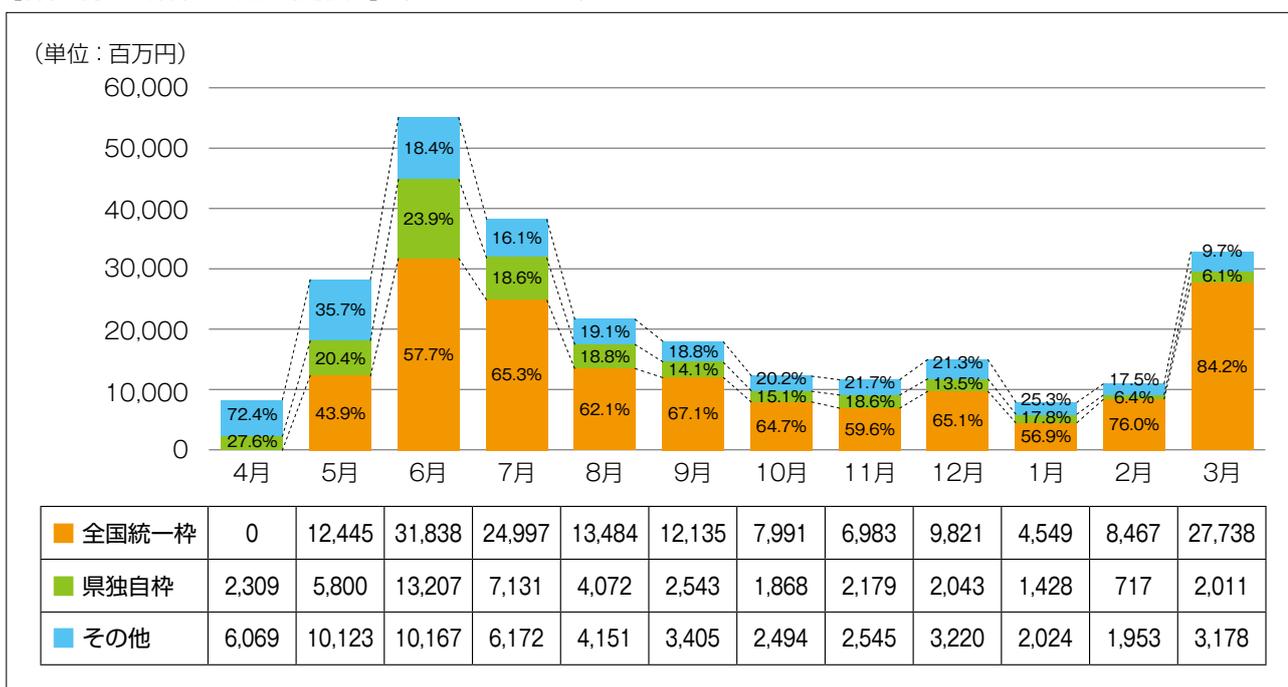
※1 法人や小規模でない個人事業主で売上減少率が15%に満たない場合は、保証料補給は半額となり、利子補給はありません。

※2 全国統一枠と県独自枠の合算で60,000千円の範囲となります。

### 【保証実績】(2021年3月末)

保証制度	保証承諾				保証債務残高	
	当月中		当月末		件数	金額(千円)
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
(全国統一枠)	1,310	27,738,304	9,474	160,410,071	8,804	141,221,905
(県独自枠)	102	2,011,000	2,255	45,345,800	2,015	38,415,883
<b>合計</b>	<b>1,412</b>	<b>29,749,304</b>	<b>11,729</b>	<b>205,755,871</b>	<b>10,819</b>	<b>179,637,788</b>

### 【保証制度別保証承諾実績推移】(2021年3月末)



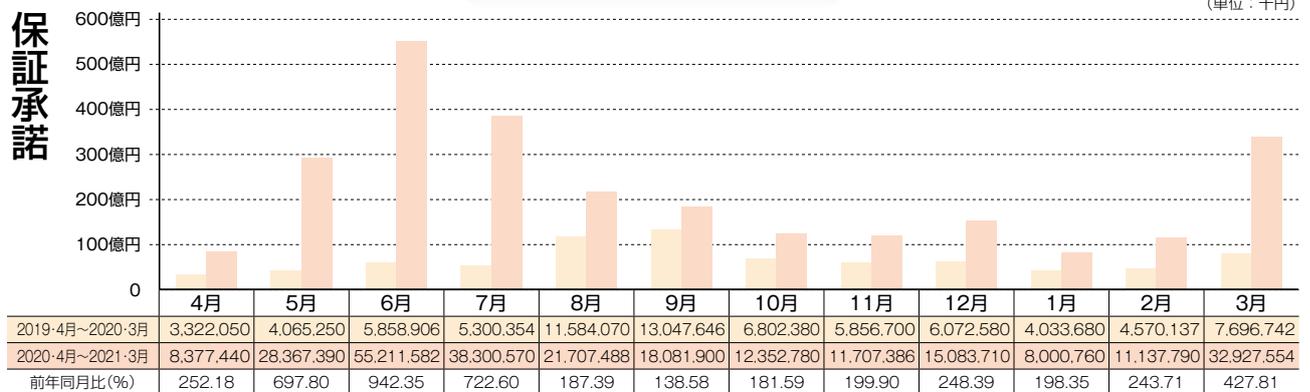
## 実績

(単位：千円)

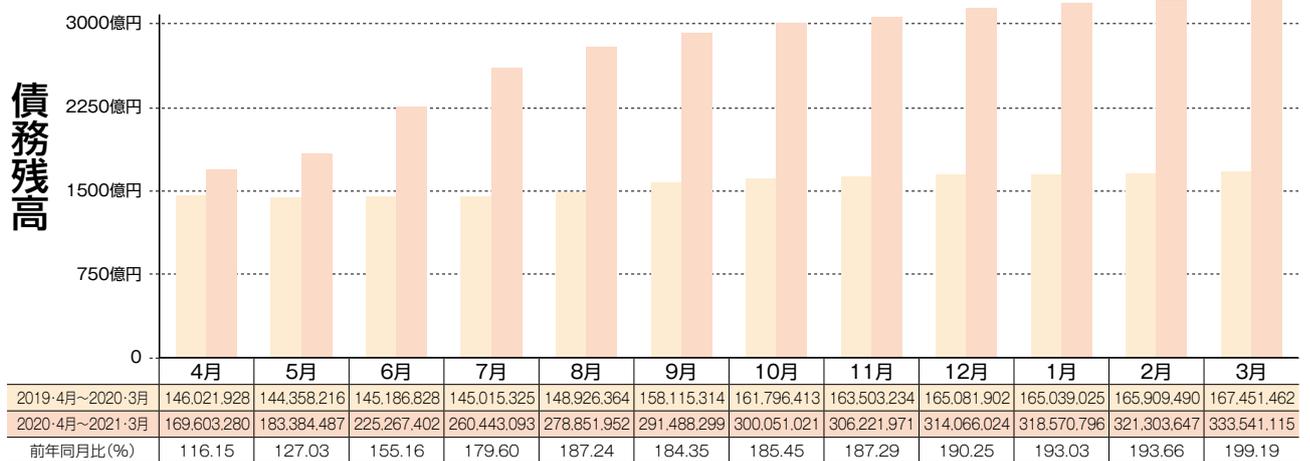
区分	当月中				当月末			
	件数	金額	対前年同月比(%)		件数	金額	対前年同月比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	2,253	41,733,094	257.19	575.87	19,898	280,627,360	245.93	348.23
保証承諾	1,869	32,927,554	202.93	427.81	18,902	261,256,350	240.15	334.04
保証債務残高	—	—	—	—	32,011	333,541,115	140.31	199.19
代位弁済	18	53,347	105.88	30.20	142	919,198	78.89	71.99

## 推移グラフ

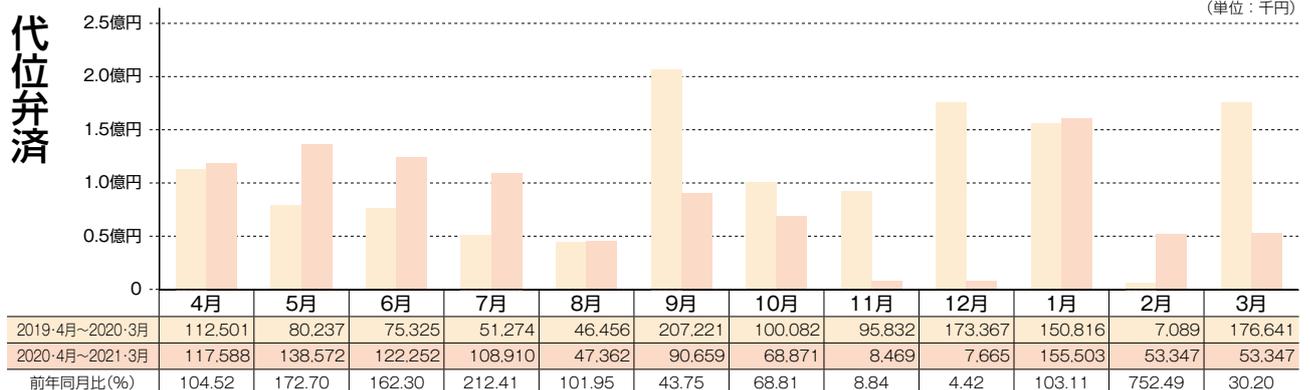
(単位：千円)



(単位：千円)



(単位：千円)



# 本・支所別保証状況 金融機関別保証状況

## 本・支所別保証状況 (2021年3月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)
本所	897	15,307,340	354.23	9,263	121,529,678	296.12	14,530	153,639,769	189.00	8	29,401	165.47	68	486,146	69.39
新居浜	420	8,130,950	638.47	4,602	69,321,790	453.51	7,616	84,033,766	242.13	7	17,035	210.06	38	220,577	138.22
今治	296	5,678,850	681.87	2,549	38,390,010	372.67	4,738	48,339,637	212.97	2	6,008	19.08	19	113,072	57.87
八幡浜	123	2,122,914	335.27	1,320	16,769,622	278.15	2,575	25,366,783	156.88	0	0	0.00	7	19,188	13.66
宇和島	133	1,687,500	265.37	1,168	15,245,250	274.54	2,552	22,161,162	176.06	1	902	3.85	10	80,215	99.24
合計	1,869	32,927,554	427.81	18,902	261,256,350	334.04	32,011	333,541,115	199.19	18	53,347	30.20	142	919,198	71.99

## 金融機関別保証状況 (2021年3月分)

(単位：千円)

	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
銀行	伊予	684	14,303,834	6.562	106,708,973	40.84	11,084	140,777,387	42.21	0	0	0.00	46	504,711	54.91
	四国	21	412,000	247	4,706,900	1.80	364	5,402,389	1.62	0	0	0.00	2	4,943	0.54
	百十四	48	1,232,500	411	8,763,200	3.35	559	9,282,569	2.78	0	0	0.00	4	17,214	1.87
	阿波	5	200,000	98	2,320,000	0.89	132	2,767,494	0.83	0	0	0.00	0	0	0.00
	広島	44	829,000	398	7,365,220	2.82	626	8,349,552	2.50	0	0	0.00	6	18,046	1.96
	中国	9	270,000	108	2,890,800	1.11	114	2,866,676	0.86	0	0	0.00	0	0	0.00
	山口	4	170,000	32	1,015,000	0.39	59	1,273,784	0.38	0	0	0.00	0	0	0.00
	西日本	0	0	0	0	0.00	2	8,043	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
	みずほ	0	0	2	39,000	0.01	8	158,167	0.05	0	0	0.00	0	0	0.00
	りそな	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
	三井住友	1	30,000	5	160,500	0.06	6	187,325	0.06	0	0	0.00	0	0	0.00
	三菱UFJ	0	0	1	50,000	0.02	12	112,982	0.03	0	0	0.00	0	0	0.00
	三井住友信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
	あおぞら	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
	愛媛	550	8,873,120	5.159	65,899,047	25.22	9,468	86,275,596	25.87	0	0	0.00	52	281,875	30.67
香川	99	2,681,500	998	16,941,900	6.48	1,591	20,314,271	6.09	0	0	0.00	5	13,773	1.50	
高知	18	313,730	208	3,385,940	1.30	311	3,691,253	1.11	0	0	0.00	3	34,847	3.79	
徳島大正	26	357,700	137	2,179,700	0.83	217	2,785,115	0.84	0	0	0.00	0	0	0.00	
もみじ	0	0	0	0	0.00	1	10,000	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	
小計	1,509	29,673,384	14.366	222,426,180	85.14	24,554	284,262,603	85.23	0	0	0.00	118	875,410	95.24	
信用金庫	愛媛	250	2,457,880	3.304	27,751,280	10.62	5,232	34,310,530	10.29	0	0	0.00	19	38,074	4.14
	川の江	15	123,000	210	2,852,000	1.09	350	3,708,646	1.11	0	0	0.00	1	715	0.08
	東予	27	163,290	425	3,405,440	1.30	679	4,211,057	1.26	0	0	0.00	1	874	0.10
	宇和島	62	456,000	467	3,181,350	1.22	974	4,649,063	1.39	0	0	0.00	2	3,126	0.34
	観音寺	5	48,000	121	1,614,900	0.62	182	2,205,935	0.66	0	0	0.00	1	1,000	0.11
	信金中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
	小計	359	3,248,170	4.527	38,804,970	14.85	7,417	49,085,230	14.72	0	0	0.00	24	43,788	4.76
朝銀西	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	
県信連	0	0	0	0	0.00	2	27,964	0.01	0	0	0.00	0	0	0.00	
単一農協	0	0	8	19,200	0.01	13	21,870	0.01	0	0	0.00	0	0	0.00	
県信漁連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	
農林中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	
商工中金	1	6,000	1	6,000	0.00	25	143,449	0.04	0	0	0.00	0	0	0.00	
損保・生保	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	
労働金庫	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	
その他	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	
小計	1	6,000	9	25,200	0.01	40	193,282	0.06	0	0	0.00	0	0	0.00	
合計	1,869	32,927,554	18.902	261,256,350	100.00	32,011	333,541,115	100.00	0	0	0.00	142	919,198	100.00	

## 業種別保証状況 (2021年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保証債務残高			代 位 弁 済				
	当 月 中		当 月 末			当 月 末			当 月 中		当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比	件数	金 額	件数	金 額	構成比
製 造 業	313	6,659,400	2,918	47,329,578	18.12	5,003	61,754,767	18.51	0	0	23	247,147	26.89
食 料 品 工 業	41	1,021,500	405	7,341,258	2.81	711	9,899,014	2.97	0	0	3	77,146	8.39
織 維 品 工 業	30	647,500	314	5,280,200	2.02	564	7,682,446	2.30	0	0	6	59,690	6.49
木 材 ・ 木 製 品 工 業	14	260,500	92	1,532,000	0.59	164	2,376,091	0.71	0	0	2	11,164	1.21
家 具 ・ 建 具 工 業	7	105,500	60	636,800	0.24	116	978,708	0.29	0	0	0	0	0.00
紙 工 業	17	239,000	217	4,189,000	1.60	345	5,773,626	1.73	0	0	8	21,584	2.35
製 版 ・ 製 本 業	0	0	6	57,000	0.02	14	84,691	0.03	0	0	0	0	0.00
化 学 工 業	3	90,000	22	529,500	0.20	30	544,617	0.16	0	0	0	0	0.00
石 油 石 炭 製 品 工 業	0	0	5	68,500	0.03	6	79,556	0.02	0	0	0	0	0.00
ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク 工 業	2	33,000	44	648,910	0.25	80	1,051,360	0.32	0	0	0	0	0.00
ゴ ム 製 品 製 造 業	1	40,000	9	205,000	0.08	14	248,311	0.07	0	0	0	0	0.00
皮 革 工 業	0	0	2	12,000	0.00	2	10,989	0.00	0	0	0	0	0.00
窯 業	8	169,000	80	1,195,500	0.46	161	1,951,304	0.59	0	0	0	0	0.00
機 械 工 業	52	1,339,000	435	8,933,300	3.42	653	10,198,138	3.06	0	0	3	76,717	8.35
電 気 機 器 工 業	11	300,000	89	1,827,950	0.70	148	2,118,155	0.64	0	0	0	0	0.00
車 輜 工 業	0	0	12	217,000	0.08	21	293,564	0.09	0	0	0	0	0.00
船 舶 工 業	8	178,000	48	829,500	0.32	89	1,054,206	0.32	0	0	0	0	0.00
金 属 工 業	64	1,443,500	481	7,900,900	3.02	794	9,155,687	2.74	0	0	1	847	0.09
ソ フ ト ウ ェ ア 業	6	82,000	106	1,319,800	0.51	188	2,029,797	0.61	0	0	0	0	0.00
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	0.00	1	518	0.00	0	0	0	0	0.00
農 林 漁 業	0	0	10	125,000	0.05	19	239,966	0.07	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 工 業	49	710,900	481	4,480,460	1.71	883	5,984,023	1.79	0	0	0	0	0.00
鉱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
土 石 採 取 業	1	27,000	20	360,500	0.14	45	544,275	0.16	0	0	0	0	0.00
木 材 伐 出 業	0	0	13	97,500	0.04	22	131,519	0.04	0	0	0	0	0.00
建 設 業	472	8,579,634	4,611	64,730,707	24.78	7,873	80,467,436	24.13	0	0	22	223,006	24.26
卸 売 業	218	4,711,400	1,987	36,071,340	13.81	3,209	43,766,341	13.12	0	0	15	123,259	13.41
小 売 業	203	2,827,200	2,431	30,093,400	11.52	4,371	40,977,621	12.29	0	0	33	177,606	19.32
飲 食 店	175	1,435,590	1,759	12,565,780	4.81	2,573	14,805,529	4.44	0	0	20	39,149	4.26
不 動 産 業	55	727,050	532	7,109,720	2.72	954	9,797,019	2.94	0	0	0	0	0.00
運 送 業	74	1,903,840	725	15,845,790	6.07	1,343	22,165,798	6.65	0	0	1	7,683	0.84
貨 物 運 送 取 扱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
倉 庫 業	3	110,000	10	246,500	0.09	13	273,976	0.08	0	0	0	0	0.00
物 品 預 り ・ 駐 車 場 業	0	0	13	193,000	0.07	19	295,464	0.09	0	0	0	0	0.00
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1	1,000	9	171,000	0.07	48	459,369	0.14	0	0	0	0	0.00
印 刷 業	7	230,000	136	2,210,400	0.85	224	2,782,325	0.83	0	0	0	0	0.00
出 版 業	3	55,000	13	182,000	0.07	18	207,148	0.06	0	0	0	0	0.00
サ ー ビ ス 業	335	5,593,440	3,630	43,245,835	16.55	6,119	54,234,918	16.26	0	0	25	66,975	7.29
物 品 賃 貸 業	9	187,000	77	1,288,500	0.49	135	1,651,190	0.50	0	0	1	4,667	0.51
宿 泊 業	22	688,000	177	3,414,000	1.31	238	3,823,958	1.15	0	0	0	0	0.00
洗 濯 ・ 理 美 容 ・ 浴 場 業	47	447,200	635	4,307,830	1.65	996	5,472,282	1.64	0	0	4	3,218	0.35
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	5	114,000	90	1,033,400	0.40	144	1,395,767	0.42	0	0	0	0	0.00
旅 行 業	3	17,000	30	297,900	0.11	40	349,876	0.10	0	0	0	0	0.00
映 画 ・ 娯 楽 業	13	298,700	163	3,312,325	1.27	216	3,394,580	1.02	0	0	2	8,316	0.90
広 告 業	3	91,000	78	998,000	0.38	140	1,225,665	0.37	0	0	0	0	0.00
放 送 業	0	0	2	40,000	0.02	4	49,333	0.01	0	0	0	0	0.00
情 報 通 信 サ ー ビ ス 業	1	3,200	22	101,930	0.04	35	186,943	0.06	0	0	4	14,017	1.52
運 輸 サ ー ビ ス 業	9	202,000	52	963,500	0.37	74	934,826	0.28	0	0	1	3,187	0.35
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	2	20,000	17	189,500	0.07	29	243,112	0.07	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	22	291,000	249	2,721,480	1.04	465	3,809,032	1.14	0	0	3	5,411	0.59
専 門 サ ー ビ ス 業	19	136,000	262	1,813,220	0.69	524	2,318,270	0.70	0	0	2	587	0.06
技 術 サ ー ビ ス 業	24	315,500	290	2,737,900	1.05	500	3,123,562	0.94	0	0	0	0	0.00
医 療 ・ 福 祉 業	117	2,183,740	1,137	16,266,700	6.23	1,882	20,743,992	6.22	0	0	3	3,872	0.42
廃 棄 物 処 理 業	15	194,400	129	1,903,100	0.73	313	3,217,827	0.96	0	0	0	0	0.00
教 育 ・ 学 習 支 援 事 業	8	183,500	114	973,100	0.37	194	1,197,235	0.36	0	0	5	23,701	2.58
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	16	221,200	106	883,450	0.34	190	1,097,470	0.33	0	0	0	0	0.00
保 険 媒 介 代 理 業	7	56,000	76	665,300	0.25	145	729,737	0.22	0	0	1	3,521	0.38
郵 便 業	0	0	3	13,000	0.00	2	6,370	0.00	0	0	0	0	0.00
通 信 業	0	0	1	5,000	0.00	1	5,000	0.00	0	0	0	0	0.00
イ ン タ ー ネット 付 随 サ ー ビ ス 業	2	11,000	15	120,000	0.05	29	136,505	0.04	0	0	2	30,853	3.36
合 計	1,869	32,927,554	18,902	261,256,350	100.00	32,011	333,541,115	100.00	0	0	142	919,198	100.00

※ 2012年10月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

# 金額別・期間別・用途別保証状況

## 金額別保証状況 (2021年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1,000 以下	77	64,650	882	789,745	0.30	1,912	1,103,875	0.33
1,000 超 2,000 以下	137	247,600	1,457	2,666,760	1.02	2,848	3,581,179	1.07
2,000 超 3,000 以下	118	342,450	1,483	4,324,430	1.66	3,029	6,160,864	1.85
3,000 超 5,000 以下	256	1,239,010	3,028	14,435,890	5.53	6,548	21,878,343	6.56
5,000 超 10,000 以下	544	5,181,280	5,801	54,841,071	20.99	7,916	61,996,646	18.59
10,000 超 15,000 以下	74	1,028,500	774	10,968,752	4.20	1,578	17,479,129	5.24
15,000 超 20,000 以下	193	3,822,500	1,722	34,095,700	13.05	2,430	40,760,246	12.22
20,000 超 30,000 以下	162	4,595,564	2,024	59,298,202	22.70	3,133	77,651,974	23.28
30,000 超 50,000 以下	130	5,696,000	1,489	64,387,800	24.65	2,068	74,685,886	22.39
50,000 超 60,000 以下	176	10,534,000	215	12,874,000	4.93	265	13,074,911	3.92
60,000 超 70,000 以下	0	0	6	410,000	0.16	84	3,423,546	1.03
70,000 超 80,000 以下	1	80,000	11	871,000	0.33	126	5,533,773	1.66
80,000 超 100,000 以下	1	96,000	4	392,000	0.15	36	2,154,028	0.65
100,000 超 120,000 以下	0	0	2	230,000	0.09	10	958,659	0.29
120,000 超 150,000 以下	0	0	1	150,000	0.06	8	572,256	0.17
150,000 超 200,000 以下	0	0	3	521,000	0.20	20	2,525,800	0.76
200,000 超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
<b>合 計</b>	<b>1,869</b>	<b>32,927,554</b>	<b>18,902</b>	<b>261,256,350</b>	<b>100.00</b>	<b>32,011</b>	<b>333,541,115</b>	<b>100.00</b>

## 期間別保証状況 (2021年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3 力月以下	3	95,000	15	177,900	0.07	5	102,400	0.03
3 力月超 6 力月以下	1	16,000	23	696,125	0.27	20	533,349	0.16
6 力月超 1 力年以下	20	423,000	177	3,167,000	1.21	187	3,342,508	1.00
1 力年超 2 力年以下	9	32,000	94	681,933	0.26	213	1,792,513	0.54
2 力年超 3 力年以下	137	2,106,900	1,272	19,219,415	7.36	3,188	38,577,169	11.57
3 力年超 4 力年以下	22	321,500	224	1,876,950	0.72	440	2,230,823	0.67
4 力年超 5 力年以下	290	2,304,130	3,045	20,565,740	7.87	9,505	32,784,931	9.83
5 力年超 7 力年以下	482	5,595,120	7,991	93,699,030	35.86	10,196	103,834,023	31.13
7 力年超 10 力年以下	903	22,016,404	6,026	120,317,257	46.05	7,760	138,605,457	41.56
10 力年超	2	17,500	35	855,000	0.33	497	11,737,943	3.52
<b>合 計</b>	<b>1,869</b>	<b>32,927,554</b>	<b>18,902</b>	<b>261,256,350</b>	<b>100.00</b>	<b>32,011</b>	<b>333,541,115</b>	<b>100.00</b>

## 用途別保証状況 (2021年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	1,819	32,508,074	18,337	257,096,240	98.42	28,823	316,542,679	94.90
設 備 資 金	23	111,080	279	1,815,990	0.70	2,032	10,623,906	3.19
運 転 設 備 資 金	26	263,400	285	2,299,120	0.88	1,156	6,374,530	1.91
<b>合 計</b>	<b>1,868</b>	<b>32,882,554</b>	<b>18,901</b>	<b>261,211,350</b>	<b>100.00</b>	<b>32,011</b>	<b>333,541,115</b>	<b>100.00</b>

## 市町制度保証状況 (2021年3月分)

(単位：千円)

振興資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市	四 国 中 央	3	12,500	34	105,630	386	593,894
	新 居 浜	3	8,260	52	186,570	402	754,639
	西 条	4	18,000	80	305,230	387	736,082
	今 治	5	14,800	84	254,300	885	1,378,718
	松 山	75	206,300	877	2,686,875	2,073	4,339,399
	東 温	1	3,240	13	41,240	127	191,214
	伊 予	0	0	1	3,900	26	48,022
	大 洲	1	3,000	10	37,500	164	244,073
	八 幡 浜	0	0	13	46,500	67	115,633
	西 予	1	1,750	20	59,220	137	227,994
宇 和 島	20	69,500	157	560,900	751	1,512,058	
	<b>小 計</b>	<b>113</b>	<b>337,350</b>	<b>1,341</b>	<b>4,287,865</b>	<b>5,405</b>	<b>10,141,726</b>
町	砥 部	0	0	2	8,000	20	39,336
	久 万 高 原	0	0	42	143,050	47	123,827
	内 子	0	0	2	7,000	36	63,422
	伊 方	0	0	1	5,000	4	11,607
	鬼 北	0	0	0	0	0	0
	松 野	0	0	0	0	12	21,208
	愛 南	0	0	13	31,500	56	84,739
	<b>小 計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>60</b>	<b>194,550</b>	<b>175</b>	<b>344,139</b>
<b>合 計</b>		<b>113</b>	<b>337,350</b>	<b>1,401</b>	<b>4,482,415</b>	<b>5,580</b>	<b>10,485,864</b>

季節資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山		0	0	0	0	0	0
新 居 浜		0	0	0	0	0	0
<b>合 計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

設備近代化資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山		2	2,150	44	134,010	443	888,516
(うち公害)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
今 治		1	2,000	8	33,460	135	325,147
<b>合 計</b>		<b>3</b>	<b>4,150</b>	<b>52</b>	<b>167,470</b>	<b>578</b>	<b>1,213,664</b>

振興資金(緊急)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
四 国 中 央		0	0	5	31,000	146	459,730
新 居 浜		0	0	4	30,500	76	353,700
今 治		0	0	3	22,000	230	900,787
松 山		0	0	0	0	24	100,563
八 幡 浜		7	28,000	297	1,353,700	318	1,272,998
西 予		0	0	2	6,500	33	144,621
<b>合 計</b>		<b>7</b>	<b>28,000</b>	<b>311</b>	<b>1,443,700</b>	<b>827</b>	<b>3,232,399</b>

振興資金(経営安定化)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山		234	1,712,000	3,523	25,863,300	3,411	23,523,923
今 治		0	0	3	10,500	40	101,452
四 国 中 央		0	0	212	1,372,300	211	1,278,975
西 条		37	218,200	628	4,521,700	608	4,165,766
<b>合 計</b>		<b>271</b>	<b>1,930,200</b>	<b>4,366</b>	<b>31,767,800</b>	<b>4,270</b>	<b>29,070,115</b>

# ランキングベスト10 -3月の信用保証ランキング-

2021年3月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

## 保証債務残高



前月 順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	601	9,374,181
3 ↗	2	伊予銀行	新居浜支店	519	8,355,379
2 ↘	3	伊予銀行	本店営業部	422	8,000,863
4 →	4	伊予銀行	今治支店	463	6,955,693
5 →	5	伊予銀行	宇和島支店	406	5,739,306
6 →	6	伊予銀行	西条支店	461	5,649,031
8 ↗	7	伊予銀行	松山北支店	284	4,151,231
9 ↗	8	愛媛銀行	新居浜支店	314	4,038,487
7 ↘	9	香川銀行	松山支店	270	3,947,157
10 →	10	香川銀行	新居浜支店	267	3,873,745

## 保証承諾



前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月中)	
				件数	金額(千円)
5 ↗	1	伊予銀行	今治支店	47	1,381,000
1 ↘	2	伊予銀行	新居浜支店	53	1,252,670
2 ↘	3	愛媛銀行	本店営業部	43	1,075,000
3 ↘	4	香川銀行	新居浜支店	30	891,000
84 ↗	5	香川銀行	今治支店	24	753,000
7 ↗	6	愛媛銀行	新居浜支店	25	699,000
74 ↗	7	伊予銀行	道後支店	26	665,000
39 ↗	8	伊予銀行	松山北支店	29	612,000
37 ↗	9	百十四銀行	松山支店	18	596,000
19 ↗	10	伊予銀行	三津浜支店	21	588,000

## 保証承諾



前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(累計)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	伊予銀行	新居浜支店	390	8,063,060
2 →	2	愛媛銀行	本店営業部	390	7,678,000
3 →	3	伊予銀行	本店営業部	317	6,401,350
4 →	4	伊予銀行	今治支店	295	5,775,400
5 →	5	伊予銀行	西条支店	283	4,238,400
7 ↗	6	香川銀行	新居浜支店	213	4,123,600
6 ↘	7	伊予銀行	宇和島支店	181	3,990,000
8 →	8	伊予銀行	松山北支店	203	3,380,800
11 ↗	9	愛媛銀行	新居浜支店	165	3,216,900
12 ↗	10	伊予銀行	大街道支店	272	3,061,700

2021年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
みずほ 松 山	0	0	-----	0	0	-----	1	4,042	100.00	0	0	0.00
今 治	0	0	-----	2	39,000	-----	5	71,474	76.68	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	-----	1	73,000	85.88	0	0	0.00
難 波	0	0	-----	0	0	-----	1	9,651	69.26	0	0	0.00
計	0	0	-----	2	39,000	-----	8	158,167	80.62	0	0	0.00
三井住友 新 居 浜	1	30,000	-----	5	160,500	-----	6	187,325	371.34	0	0	0.00
計	1	30,000	-----	5	160,500	-----	6	187,325	371.34	0	0	0.00
三菱UFJ 高松中央	0	0	-----	0	0	-----	3	43,466	65.43	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	1	50,000	500.00	7	63,328	103.84	0	0	0.00
福 山	0	0	-----	0	0	-----	2	6,188	60.76	0	0	0.00
計	0	0	-----	1	50,000	500.00	12	112,982	82.11	0	0	0.00
伊予 本 店	24	505,500	1,263.75	317	6,401,350	619.45	422	8,000,863	249.47	0	0	0.00
本 町	17	214,500	498.84	122	2,012,900	484.27	237	2,947,263	175.31	0	0	0.00
松山駅前	16	335,000	11,166.67	135	2,067,300	431.59	201	2,677,851	206.51	0	0	0.00
湊 町	17	230,500	622.97	181	2,700,715	320.75	228	3,332,282	191.64	0	0	0.00
小 栗	2	60,000	400.00	34	464,500	204.63	58	580,211	123.23	0	0	0.00
立 花	2	25,000	-----	29	355,000	180.66	52	528,044	185.38	0	0	0.00
新 立	3	22,000	220.00	39	388,000	216.88	56	617,419	171.53	0	0	0.00
大 街 道	34	550,500	205.87	272	3,061,700	427.29	319	3,301,977	300.14	3	10,113	0.39
一 万	14	346,500	1,034.33	90	1,515,500	364.39	129	1,790,542	187.17	0	0	0.00
道 後	26	665,000	1,064.00	160	2,802,000	355.40	237	3,225,171	171.20	0	0	0.00
東 野	6	74,200	371.00	44	436,300	238.87	63	533,363	217.40	0	0	0.00
三 津 浜	21	588,000	432.51	177	2,731,300	319.17	256	3,148,918	171.73	0	0	0.00
水産市場	0	0	-----	7	160,000	290.91	8	185,851	207.06	0	0	0.00
松 山 北	29	612,000	838.36	203	3,380,800	345.49	284	4,151,231	215.73	1	1,100	0.03
中央市場	2	17,400	183.16	15	167,400	154.29	35	411,330	126.69	0	0	0.00
空 港 通	9	86,000	81.29	147	2,082,800	321.97	239	2,919,567	171.24	0	0	0.00
余 戸	2	15,000	63.83	106	1,515,800	303.10	165	1,998,661	191.23	1	23,316	1.39
味 生	0	0	-----	35	362,500	384.21	53	539,610	192.48	0	0	0.00
石 井	4	83,000	1,660.00	53	931,000	319.38	95	1,435,156	163.48	0	0	0.00
椿	6	138,000	1,725.00	41	657,900	207.31	95	998,855	130.88	2	27,879	3.27
久 米	4	25,000	79.37	73	944,000	185.43	144	1,534,684	155.14	0	0	0.00
福 音 寺	10	221,500	443.00	76	1,206,600	360.99	131	1,567,302	158.58	0	0	0.00
小 野	0	0	0.00	21	262,500	312.50	43	448,690	155.99	3	34,787	9.14
堀 江	7	121,000	-----	49	752,000	552.94	70	803,182	242.26	0	0	0.00
和 気	1	30,000	300.00	44	590,000	602.66	63	636,830	295.94	0	0	0.00
森 松	14	313,000	653.44	92	1,345,400	268.14	146	1,636,775	207.91	0	0	0.00
中 島	2	15,000	-----	14	110,000	113.99	29	223,728	114.57	0	0	0.00
北 条	11	225,000	372.52	137	1,542,000	212.37	199	2,029,983	158.81	0	0	0.00
横 河 原	6	83,200	213.33	50	714,400	238.77	93	1,076,967	160.68	0	0	0.00
川 内	5	71,000	70.30	27	493,000	134.52	67	1,039,293	126.86	0	0	0.00
砥 部	7	159,500	569.64	54	682,000	174.94	106	1,164,363	135.27	6	89,307	8.46
松 前	11	330,500	273.14	117	2,288,766	227.40	185	3,115,510	146.15	2	55,013	2.04
郡 中	11	150,000	652.17	125	2,447,800	343.79	212	3,164,665	217.37	1	3,920	0.15
上 灘	0	0	-----	15	216,000	146.54	26	288,074	173.64	0	0	0.00
中 山	1	5,000	-----	11	144,500	587.40	17	181,448	134.72	0	0	0.00
久 万	2	35,000	1,166.67	36	437,500	520.83	61	656,027	153.80	1	2,191	0.38
今 治	47	1,381,000	2,097.19	295	5,775,400	472.02	463	6,955,693	211.42	2	6,008	0.11
中 浜	13	199,500	443.33	121	2,248,500	364.60	213	3,020,456	179.79	3	23,210	0.86
日 吉	7	196,500	225.86	124	2,261,360	339.29	236	2,904,783	234.46	0	0	0.00
今 治 南	3	53,000	-----	35	621,500	267.31	83	1,027,368	184.60	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2021年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 波止浜	10	210,000	1,050.00	84	1,580,700	605.17	107	1,645,306	307.13	0	0	0.00
鳥生	6	150,000	5,000.00	64	1,022,200	430.94	128	1,355,110	198.22	0	0	0.00
桜井	10	336,000	-----	58	1,131,000	710.43	92	1,046,646	275.22	0	0	0.00
菊間	1	3,000	-----	35	517,800	296.39	78	802,200	198.70	1	870	0.13
大島	5	80,000	231.88	48	692,500	357.88	114	1,225,192	166.60	0	0	0.00
伯方	1	20,000	37.74	12	104,900	55.68	49	380,620	107.66	0	0	0.00
宮浦	2	55,000	1,833.33	32	572,000	958.12	53	597,334	292.38	0	0	0.00
新居浜	53	1,252,670	1,159.88	390	8,063,060	659.76	519	8,355,379	311.55	0	0	0.00
高津	0	0	-----	1	5,000	-----	2	6,450	314.63	0	0	0.00
新居浜市	0	0	-----	0	0	-----	1	920	-----	0	0	0.00
角野	13	518,000	719.44	118	2,591,100	396.01	179	2,924,437	182.63	0	0	0.00
新居浜東	15	412,900	960.23	76	1,414,900	422.74	109	1,394,343	254.90	0	0	0.00
中萩	4	135,000	11,250.00	46	903,200	426.54	95	1,316,506	164.10	0	0	0.00
土居	2	9,500	82.61	64	752,600	464.57	134	1,110,341	180.00	5	142,360	14.38
三島	6	65,000	137.71	132	2,299,160	569.10	245	3,209,979	248.44	5	13,080	0.53
川之江	7	100,000	3,571.43	95	1,707,310	552.89	202	2,824,000	166.74	2	5,548	0.23
西条	27	436,000	2,642.42	283	4,238,400	490.41	461	5,649,031	195.43	3	5,984	0.14
三芳	4	82,700	2,067.50	37	543,700	202.34	61	716,266	139.40	0	0	0.00
壬生川	9	228,000	4,560.00	73	1,071,100	519.95	135	1,488,654	151.80	1	96	0.01
丹原	4	30,000	-----	27	388,500	296.11	37	411,749	190.66	0	0	0.00
小松	7	171,000	-----	33	447,690	154.22	81	823,885	122.36	0	0	0.00
八幡浜	15	398,000	857.76	177	2,541,000	288.57	263	3,530,221	159.08	0	0	0.00
矢野町	0	0	-----	2	6,500	-----	2	6,010	-----	0	0	0.00
大洲本町	1	3,000	20.00	21	168,500	68.61	66	445,816	116.48	1	4,267	0.95
大洲	6	144,000	242.02	84	1,435,500	280.37	238	2,981,148	130.56	0	0	0.00
長浜	1	7,000	17.50	28	555,500	393.69	66	1,026,902	167.91	0	0	0.00
五十崎	5	17,000	-----	45	608,800	396.61	68	867,018	219.84	0	0	0.00
内子	7	74,400	161.74	97	1,079,900	264.49	159	1,748,666	178.25	0	0	0.00
川之石	0	0	-----	41	361,500	688.57	48	377,593	258.52	0	0	0.00
伊方	0	0	-----	8	81,500	126.36	22	145,165	158.24	0	0	0.00
三崎	1	40,000	-----	12	231,000	258.68	17	195,085	174.30	0	0	0.00
三瓶	2	32,500	-----	7	92,500	82.96	30	246,141	86.84	0	0	0.00
宇和島	12	258,000	368.05	181	3,990,000	465.52	406	5,739,306	200.51	1	24,811	0.48
城南	0	0	-----	0	0	-----	1	1,752	-----	0	0	0.00
卯之町	6	183,364	218.55	50	897,072	428.54	102	976,893	171.75	0	0	0.00
野村	3	35,500	52.21	25	381,600	191.76	83	787,518	115.82	0	0	0.00
高山	2	23,000	766.67	10	137,000	1,712.50	19	213,793	209.22	0	0	0.00
吉田	2	15,000	-----	15	189,800	225.15	61	508,002	124.44	0	0	0.00
近永	3	16,000	-----	33	436,500	144.73	82	924,248	150.62	0	0	0.00
松丸	0	0	-----	9	104,000	163.78	32	231,773	149.33	0	0	0.00
岩松	0	0	0.00	12	218,500	97.24	57	321,945	128.14	0	0	0.00
愛南	7	54,000	67.92	51	658,200	148.18	118	1,271,748	143.79	0	0	0.00
富田	4	93,000	930.00	34	521,000	312.16	85	721,520	195.17	0	0	0.00
古川	6	111,000	187.18	54	650,400	141.71	130	998,006	156.11	2	30,853	3.63
牛湫	8	126,500	1,054.17	27	363,000	397.16	59	467,065	187.53	0	0	0.00
原町	3	15,000	-----	30	352,390	424.57	48	472,751	216.20	0	0	0.00
日高	0	0	0.00	7	114,000	2,280.00	10	114,304	686.47	0	0	0.00
船木	1	50,000	-----	2	60,000	-----	2	40,000	50,000.00	0	0	0.00
三津東	0	0	-----	1	20,000	-----	3	25,580	356.17	0	0	0.00
桑原	2	30,000	75.00	24	421,000	288.95	47	603,796	165.09	0	0	0.00
大西	5	100,000	331.13	41	652,500	586.78	56	648,291	464.59	0	0	0.00
高松	0	0	-----	1	5,000	-----	1	5,000	568.18	0	0	0.00
新宿	0	0	-----	1	30,000	-----	1	30,000	-----	0	0	0.00
徳島	0	0	-----	1	20,000	-----	1	20,000	-----	0	0	0.00
計	684	14,303,834	527.16	6,562	106,708,973	355.42	11,084	140,777,387	189.17	46	504,711	0.43

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2021年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
<b>四国</b>												
松 山	9	180,000	-----	100	1,904,200	861.63	140	2,119,782	402.06	0	0	0.00
松 山 南	1	15,000	3,000.00	16	350,000	3,181.82	23	377,906	670.19	0	0	0.00
今 治	3	50,000	793.65	19	323,000	2,871.11	26	335,845	380.64	0	0	0.00
八 幡 浜	2	47,000	117.50	36	580,000	580.00	48	713,496	220.57	2	4,943	0.84
宇 和 島	1	15,000	750.00	34	651,200	281.72	81	949,737	222.15	0	0	0.00
御 荘	0	0	-----	6	103,000	-----	5	93,000	-----	0	0	0.00
四国中央	5	105,000	-----	34	783,000	2,116.22	39	800,123	1,388.38	0	0	0.00
宿 毛	0	0	-----	1	2,500	-----	1	2,500	-----	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	1	10,000	-----	1	10,000	-----	0	0	0.00
<b>計</b>	<b>21</b>	<b>412,000</b>	<b>844.26</b>	<b>247</b>	<b>4,706,900</b>	<b>769.86</b>	<b>364</b>	<b>5,402,389</b>	<b>364.91</b>	<b>2</b>	<b>4,943</b>	<b>0.12</b>
<b>百十四</b>												
松 山	18	596,000	496.67	126	2,916,500	420.43	178	3,371,761	280.67	1	13,040	0.50
新 居 浜	9	224,500	341.70	87	2,028,500	793.31	100	2,018,930	395.71	0	0	0.00
三 島	2	20,000	222.22	41	808,500	1,617.00	74	944,170	343.25	2	2,828	0.40
今 治	8	225,000	1,125.00	63	1,261,000	643.37	97	1,393,545	314.52	1	1,346	0.13
西 条	11	167,000	642.31	90	1,673,700	1,213.71	105	1,474,238	575.11	0	0	0.00
観 音 寺	0	0	-----	3	60,000	-----	3	60,000	-----	0	0	0.00
鳴 門	0	0	-----	1	15,000	-----	2	19,925	336.51	0	0	0.00
<b>計</b>	<b>48</b>	<b>1,232,500</b>	<b>512.05</b>	<b>411</b>	<b>8,763,200</b>	<b>657.26</b>	<b>559</b>	<b>9,282,569</b>	<b>344.83</b>	<b>4</b>	<b>17,214</b>	<b>0.25</b>
<b>阿波</b>												
松 山	4	170,000	465.75	97	2,290,000	396.95	129	2,693,920	331.54	0	0	0.00
藍 住	1	30,000	-----	1	30,000	-----	1	30,000	162.73	0	0	0.00
鳴 門	0	0	-----	0	0	0.00	2	43,574	93.85	0	0	0.00
<b>計</b>	<b>5</b>	<b>200,000</b>	<b>547.95</b>	<b>98</b>	<b>2,320,000</b>	<b>382.27</b>	<b>132</b>	<b>2,767,494</b>	<b>315.41</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>
<b>広島</b>												
松 山	13	192,000	259.46	117	2,312,000	426.33	164	2,784,274	234.70	3	12,687	0.59
今 治	9	147,000	397.30	93	1,628,900	850.16	152	1,846,190	390.26	0	0	0.00
伊予西条	5	80,000	4,000.00	80	1,358,000	844.53	121	1,452,546	409.41	2	4,117	0.37
新 居 浜	10	270,000	-----	54	1,134,500	657.68	75	1,192,617	338.33	0	0	0.00
三 島	3	77,000	2,566.67	22	332,820	272.13	78	486,686	159.27	0	0	0.00
川 之 江	2	23,000	-----	27	505,000	18,035.71	29	490,962	1,618.22	1	1,241	0.36
因 島	1	10,000	-----	3	34,000	242.86	4	35,281	29.08	0	0	0.00
瀬 戸 田	1	30,000	-----	1	30,000	-----	1	30,000	-----	0	0	0.00
木 江	0	0	-----	1	30,000	-----	2	30,996	2,557.43	0	0	0.00
<b>計</b>	<b>44</b>	<b>829,000</b>	<b>714.66</b>	<b>398</b>	<b>7,365,220</b>	<b>610.56</b>	<b>626</b>	<b>8,349,552</b>	<b>295.55</b>	<b>6</b>	<b>18,046</b>	<b>0.29</b>
<b>中国</b>												
川 之 江	9	270,000	-----	106	2,830,800	1,952.28	112	2,806,676	897.69	0	0	0.00
高 松 東	0	0	-----	1	40,000	-----	1	40,000	-----	0	0	0.00
三 原	0	0	-----	1	20,000	-----	1	20,000	-----	0	0	0.00
<b>計</b>	<b>9</b>	<b>270,000</b>	<b>-----</b>	<b>108</b>	<b>2,890,800</b>	<b>1,993.66</b>	<b>114</b>	<b>2,866,676</b>	<b>916.88</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>
<b>山口</b>												
松 山	2	60,000	-----	28	825,000	717.39	57	1,196,452	231.57	0	0	0.00
今 治	1	50,000	-----	1	50,000	166.67	0	0	0.00	0	0	0.00
尾 道	1	60,000	-----	3	140,000	-----	2	77,332	11,933.95	0	0	0.00
<b>計</b>	<b>4</b>	<b>170,000</b>	<b>-----</b>	<b>32</b>	<b>1,015,000</b>	<b>700.00</b>	<b>59</b>	<b>1,273,784</b>	<b>232.73</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>
<b>西日本</b>												
広 島	0	0	-----	0	0	-----	2	8,043	100.00	0	0	0.00
<b>計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-----</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-----</b>	<b>2</b>	<b>8,043</b>	<b>100.00</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>
<b>愛媛</b>												
本 店	43	1,075,000	283.64	390	7,678,000	218.02	601	9,374,181	189.09	1	6,125	0.08

\*代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店舗名	保証承諾						保証債務残高			代位弁済		
	当月中		対前年 同月比 (%)	当月末		対前年 同月比 (%)	当月末		対前年 同月比 (%)	当月末		代弁率 (%)
	件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額	
愛媛 中央市場	1	20,000	400.00	5	70,000	155.56	13	196,795	129.47	0	0	0.00
水産市場	1	10,000	52.63	15	218,190	245.16	16	181,080	177.59	0	0	0.00
末広町	17	302,000	862.86	126	1,231,300	314.19	220	1,631,903	181.55	0	0	0.00
大街道	16	229,000	478.08	169	1,958,900	348.39	267	2,557,215	157.93	5	13,847	0.60
道後	12	305,000	910.45	88	1,552,300	577.71	153	1,666,693	185.57	1	3,521	0.25
本町	16	218,000	889.80	132	1,388,800	240.07	217	1,762,125	174.46	1	1,277	0.09
三津浜	10	144,000	279.61	119	1,488,180	401.23	176	1,663,530	188.43	1	896	0.06
立花	8	78,500	112.95	62	516,800	126.08	147	955,232	121.57	2	6,910	0.78
久米	15	225,000	569.62	128	1,570,600	297.41	212	1,891,897	161.67	5	83,444	4.89
余戸	15	393,500	412.91	139	1,817,900	413.82	219	2,218,792	197.42	0	0	0.00
鴨川	7	85,000	229.73	109	1,144,460	238.97	198	1,582,594	164.88	0	0	0.00
中央通	9	211,000	2,482.35	85	1,103,400	268.79	145	1,483,341	159.61	1	2,054	0.16
古川	18	262,500	344.04	133	1,358,500	243.33	215	1,766,464	182.19	0	0	0.00
桑原	8	54,500	105.83	109	999,775	274.74	132	1,050,683	227.64	1	368	0.04
森松	16	420,500	247.35	163	2,385,000	324.14	255	2,844,908	177.05	6	32,728	1.31
空港通	15	165,000	229.17	80	787,500	306.06	175	1,262,417	171.77	0	0	0.00
石井	9	170,500	73.49	148	1,730,700	222.99	256	2,589,111	174.44	1	595	0.03
雄郡	6	55,000	323.53	84	902,900	241.16	133	1,100,606	181.35	0	0	0.00
重信	8	71,740	1,086.97	83	844,690	388.18	145	947,638	228.15	1	377	0.04
郡中	6	24,500	52.13	53	784,500	185.55	121	1,241,836	180.04	0	0	0.00
久万	2	80,000	-----	39	380,500	317.61	54	420,135	189.35	0	0	0.00
北条	11	91,500	128.87	103	878,000	287.82	166	1,267,758	169.43	1	1,060	0.10
川之江	7	80,000	145.72	68	1,013,000	222.20	139	1,525,029	201.72	0	0	0.00
三島	5	80,000	888.89	97	1,529,500	562.11	158	1,846,887	321.92	0	0	0.00
新居浜	25	699,000	688.67	165	3,216,900	277.56	314	4,038,487	202.59	4	17,280	0.54
新居浜東	4	74,730	46.42	49	590,230	126.66	130	1,055,627	133.16	0	0	0.00
泉川	6	60,000	1,000.00	58	649,450	355.27	126	920,739	196.67	0	0	0.00
西条	3	103,000	239.53	144	1,742,900	348.30	289	2,476,395	168.86	1	1,204	0.06
氷見	0	0	0.00	32	245,300	339.75	69	333,881	194.47	0	0	0.00
壬生川	5	37,000	528.57	59	490,800	246.94	114	762,234	168.05	0	0	0.00
丹原	7	62,000	516.67	60	591,000	482.84	98	662,438	231.52	0	0	0.00
今治	36	326,300	384.33	161	2,079,100	373.27	359	2,882,835	202.36	2	1,883	0.08
旭町	19	185,500	387.43	135	1,736,700	268.64	246	2,178,757	201.35	3	35,687	1.85
波止浜	8	121,500	810.00	91	1,465,300	697.43	152	1,589,967	301.87	0	0	0.00
伯方	6	116,000	1,450.00	45	710,500	458.39	90	876,223	199.99	0	0	0.00
弓削	1	7,000	700.00	25	260,000	456.14	42	281,287	306.94	0	0	0.00
菊間	3	22,000	-----	13	140,500	266.10	27	187,661	171.16	1	385	0.22
吉海	0	0	0.00	19	257,500	208.50	43	333,075	168.72	0	0	0.00
長浜	0	0	0.00	29	468,000	436.20	47	482,863	187.06	0	0	0.00
内子	5	95,000	241.66	49	483,500	184.40	104	732,064	170.44	0	0	0.00
大洲	16	280,000	362.88	95	1,273,500	290.58	229	1,967,634	143.40	0	0	0.00
八幡浜	7	233,000	3,018.13	82	984,500	209.59	160	1,606,285	150.07	0	0	0.00
三瓶	7	96,500	444.70	21	230,800	239.92	40	316,508	123.00	0	0	0.00
川之石	0	0	-----	12	75,000	71.43	19	147,974	106.16	0	0	0.00
野村	5	49,400	380.00	31	480,900	660.58	57	571,787	203.82	1	422	0.09
卯之町	6	44,250	737.50	38	438,250	340.52	117	822,296	139.66	0	0	0.00
しろかわ	0	0	-----	1	5,000	-----	1	4,583	-----	0	0	0.00
宇和島	11	293,000	184.28	96	1,982,700	258.05	220	2,739,371	164.46	5	50,746	2.13
近永	7	84,000	280.00	50	644,300	370.29	97	885,656	165.40	0	0	0.00
吉田	3	57,500	107.48	28	466,500	315.63	58	562,364	185.51	0	0	0.00
岩松	7	22,500	140.63	24	108,500	228.42	47	153,339	124.98	0	0	0.00
城辺	8	138,000	530.77	47	433,600	200.65	95	619,234	163.66	0	0	0.00
宇和島南	2	64,000	1,600.00	18	341,500	180.21	44	419,375	166.45	0	0	0.00
見奈良	7	48,000	960.00	52	566,100	266.78	83	693,552	195.17	0	0	0.00
今治東	4	66,200	6,620.00	42	327,700	723.40	97	465,678	188.96	2	5,656	1.68
湯築	0	0	0.00	11	146,000	1,946.67	20	149,894	583.11	0	0	0.00
松山駅前	4	30,000	1,200.00	36	293,480	427.19	68	341,801	143.92	2	4,259	1.55

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2021年3月分

(単位：千円)

店舗名	保証承諾						保証債務残高			代位弁済		
	当月中		対前年 同月比 (%)	当月末		対前年 同月比 (%)	当月末		対前年 同月比 (%)	当月末		代弁率 (%)
	件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額	
愛媛 味生	4	20,500	205.00	21	135,200	148.90	45	208,597	107.61	1	3,245	1.53
松末	3	15,000	36.86	56	439,192	261.11	89	606,752	155.61	0	0	0.00
中萩	3	130,000	433.33	32	569,000	441.09	100	674,254	219.14	0	0	0.00
日高	3	24,000	129.73	52	544,400	253.56	119	773,420	189.23	0	0	0.00
三津浜東	2	20,000	666.67	20	164,500	205.63	27	120,431	124.39	0	0	0.00
金生	4	40,000	137.93	55	444,000	179.21	140	819,758	155.55	2	6,574	0.89
中之庄	2	15,000	57.69	32	431,200	250.70	71	636,987	196.62	0	0	0.00
飯岡	2	8,000	800.00	20	148,800	394.07	44	204,831	173.36	0	0	0.00
川内	3	22,500	135.54	52	580,900	329.87	89	747,567	178.40	0	0	0.00
桜井	0	0	0.00	22	221,500	217.37	66	416,153	161.29	0	0	0.00
松前	7	190,000	760.00	68	977,000	361.85	122	1,196,039	220.31	0	0	0.00
姫原	1	1,500	50.00	11	69,800	634.55	23	79,082	224.15	0	0	0.00
土居	2	12,000	150.00	47	463,500	353.82	94	652,553	224.84	0	0	0.00
砥部	3	13,500	22.69	41	412,100	148.24	65	631,958	122.45	0	0	0.00
来住	6	89,000	161.82	77	998,550	242.47	126	1,165,301	182.33	1	1,332	0.13
角野	1	3,000	-----	2	5,000	-----	1	3,000	-----	0	0	0.00
大阪	0	0	-----	0	0	-----	3	12,637	90.98	0	0	0.00
ときわ	1	2,000	-----	5	25,000	-----	8	25,918	715.97	0	0	0.00
坂出	0	0	-----	1	10,000	-----	1	9,643	-----	0	0	0.00
計	550	8,873,120	294.30	5,159	65,899,047	280.01	9,468	86,275,596	180.25	52	281,875	0.39
高知 松山	3	56,000	1,866.67	25	521,760	212.62	47	737,807	184.34	0	0	0.00
今治	1	30,000	1,500.00	58	972,500	1,553.51	69	916,895	736.84	1	30,036	4.29
新居浜	10	213,230	3,876.91	60	986,080	4,695.62	79	941,797	582.24	1	4,181	0.66
八幡浜	0	0	-----	18	203,500	1,565.38	28	275,192	248.08	0	0	0.00
宇和島	4	14,500	28.71	36	609,500	456.55	66	682,164	321.59	0	0	0.00
城辺	0	0	0.00	11	92,600	392.21	22	137,398	133.36	1	630	0.51
計	18	313,730	443.75	208	3,385,940	678.40	311	3,691,253	331.79	3	34,847	1.21
徳島大正 松山	19	312,000	10,400.00	57	1,192,000	649.59	71	1,345,373	253.96	0	0	0.00
今治	7	45,700	152.33	79	967,700	220.73	144	1,415,070	199.37	0	0	0.00
池田	0	0	-----	1	20,000	-----	2	24,672	455.54	0	0	0.00
計	26	357,700	1,083.94	137	2,179,700	350.49	217	2,785,115	223.72	0	0	0.00
香川 松山	13	322,000	564.91	175	3,003,500	221.69	270	3,947,157	205.67	1	1,531	0.05
松山西	5	76,500	90.00	72	1,113,500	149.46	124	1,803,862	188.13	0	0	0.00
今治	24	753,000	37,650.00	155	2,579,200	407.39	245	2,666,963	245.35	2	4,407	0.20
西条	7	246,000	1,587.10	83	1,472,500	342.84	118	1,682,094	259.82	0	0	0.00
新居浜	30	891,000	2,200.00	213	4,123,600	899.96	267	3,873,745	406.61	1	152	0.01
三島	3	40,000	400.00	62	1,232,000	758.15	104	1,427,179	416.87	1	7,683	0.72
川之江	5	53,000	407.69	94	1,444,200	677.39	149	1,910,959	274.95	0	0	0.00
大洲	6	134,000	446.67	45	627,000	139.29	120	1,198,414	144.98	0	0	0.00
八幡浜	1	1,000	9.09	31	304,200	263.60	52	381,569	184.40	0	0	0.00
宇和島	4	160,000	1,066.67	60	910,700	242.85	122	1,228,069	198.06	0	0	0.00
岩松	1	5,000	-----	8	131,500	252.88	19	192,503	173.04	0	0	0.00
観音寺東	0	0	-----	0	0	-----	1	1,759	94.37	0	0	0.00
計	99	2,681,500	961.11	998	16,941,900	339.60	1,591	20,314,271	242.73	5	13,773	0.08
もみじ 因島	0	0	-----	0	0	0.00	1	10,000	100.00	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	0.00	1	10,000	88.46	0	0	0.00
愛媛信用本店	15	180,000	350.88	190	1,735,050	566.82	242	1,741,849	252.68	0	0	0.00

\*代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2021年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛信用 城 東	1	5,000	100.00	43	342,800	298.09	71	432,607	175.30	0	0	0.00
松山本町	5	72,500	391.89	91	992,500	467.72	127	1,092,401	258.36	2	1,575	0.18
道 後	4	19,000	52.78	47	220,100	192.23	77	251,357	140.72	0	0	0.00
東環末本	5	61,000	442.03	81	666,800	343.00	127	813,097	218.59	1	2,308	0.34
久 米	10	45,500	239.47	134	1,179,000	155.53	227	1,675,272	140.26	0	0	0.00
潮 見	5	18,000	97.30	91	571,800	291.29	123	713,115	176.62	0	0	0.00
余 戸	5	25,000	183.28	88	817,000	289.35	118	968,019	282.78	0	0	0.00
中 央 通	3	9,500	73.08	57	329,800	162.90	79	416,597	179.27	2	7,802	2.28
石 井	19	362,000	2,262.50	120	1,382,560	288.07	167	1,420,643	181.45	1	570	0.05
平 井	0	0	0.00	66	383,400	161.23	98	538,928	154.36	0	0	0.00
斉 院	7	89,500	406.82	72	515,000	206.55	92	541,781	183.39	0	0	0.00
土 居 田	0	0	0.00	32	289,500	189.84	5	9,252	4.94	0	0	0.00
立 花	0	0	0.00	5	22,000	31.41	10	72,064	85.27	0	0	0.00
砥 部	2	6,600	21.29	76	637,850	225.15	113	761,623	159.19	0	0	0.00
横 河 原	2	13,000	66.67	41	332,500	451.15	85	390,741	288.69	0	0	0.00
久 万	3	6,000	200.00	26	116,050	357.08	34	181,830	161.18	0	0	0.00
今 治	8	51,350	138.78	151	1,607,850	163.65	349	2,800,379	158.37	1	3,584	0.14
本 町	0	0	-----	1	10,000	-----	0	0	-----	0	0	0.00
常 盤 町	10	166,800	1,651.49	69	613,300	389.15	128	596,208	223.91	0	0	0.00
鳥 生	3	30,000	191.08	43	433,700	147.02	108	824,359	133.44	0	0	0.00
波 止 浜	11	183,500	632.76	60	729,300	312.33	107	1,126,430	164.55	0	0	0.00
喜 田 村	9	78,000	1,114.29	85	683,000	219.86	140	847,449	174.02	0	0	0.00
壬 生 川	3	42,500	850.00	84	774,800	291.06	139	1,077,407	231.23	0	0	0.00
丹 原	3	42,000	210.00	45	459,000	1,412.31	53	473,120	547.62	0	0	0.00
菊 間	0	0	0.00	14	208,000	284.93	34	236,091	287.40	0	0	0.00
大 西	2	48,500	190.94	35	377,000	199.37	75	470,486	181.68	0	0	0.00
八 幡 浜	9	63,000	484.62	129	920,800	293.81	171	1,056,079	186.87	0	0	0.00
江 戸 岡	0	0	-----	4	4,500	180.00	0	0	0.00	0	0	0.00
大 洲	4	49,000	-----	42	467,700	632.88	98	640,101	180.41	3	9,557	1.73
野 村	1	3,000	-----	13	104,300	201.35	22	119,404	120.81	0	0	0.00
宮 西	3	4,500	-----	46	300,000	295.28	61	324,770	231.50	1	633	0.24
今治立花	1	10,000	-----	10	60,500	355.88	21	71,219	230.58	0	0	0.00
朝 生 田	9	130,000	290.63	78	593,020	322.42	107	619,774	206.24	0	0	0.00
川 内	2	47,500	101.06	27	445,600	142.09	55	653,647	176.99	0	0	0.00
とべ中央	2	16,500	206.25	57	337,000	361.98	127	486,987	158.85	2	5,025	1.22
垣 生	8	34,400	52.92	51	430,200	242.53	86	583,565	190.11	1	459	0.10
雄 郡	11	85,000	305.76	102	707,800	421.69	154	941,435	289.81	0	0	0.00
和 泉	4	45,500	505.56	86	690,200	256.48	135	822,548	182.12	1	902	0.13
港 南	0	0	0.00	12	155,500	217.48	16	208,421	188.62	0	0	0.00
郡 中	7	148,000	4,933.33	63	655,600	379.62	135	671,389	210.49	0	0	0.00
松 前	2	8,000	400.00	44	373,000	298.40	56	393,514	227.40	0	0	0.00
北 条	3	14,000	84.85	61	408,600	273.31	82	418,230	207.37	0	0	0.00
溝 辺	5	23,300	665.71	61	331,000	371.95	86	410,955	187.80	0	0	0.00
三 津 浜	10	51,500	257.50	72	575,400	143.38	116	705,543	141.34	0	0	0.00
味 生	1	500	8.06	41	226,000	285.71	49	244,184	163.70	0	0	0.00
西 条	7	34,400	87.09	82	600,040	284.24	129	860,276	164.83	0	0	0.00
新 居 浜	7	43,840	-----	75	601,020	161.43	162	952,353	144.88	2	2,222	0.26
き し	4	23,500	559.52	103	860,250	276.19	139	886,817	187.46	0	0	0.00
中 萩	11	49,690	123.30	86	640,090	307.37	118	682,030	229.38	0	0	0.00
三 島	0	0	0.00	48	392,000	228.70	82	560,224	228.50	1	3,187	0.72
川 之 江	4	17,500	1,750.00	64	441,500	354.48	97	523,961	295.99	1	250	0.06
計	250	2,457,880	287.25	3,304	27,751,280	258.08	5,232	34,310,530	185.22	19	38,074	0.13
川之江 本 店	3	15,000	-----	48	732,500	294.53	76	989,762	263.61	0	0	0.00
上 分	5	31,000	82.67	38	516,500	461.57	66	679,910	295.79	0	0	0.00
三 島	0	0	-----	27	377,000	434.33	34	430,620	429.53	1	715	0.23

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2021年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
川之江 南	4	52,000	400.00	46	635,500	338.75	73	798,683	258.62	0	0	0.00
東	1	5,000	-----	17	159,500	514.52	32	196,094	295.79	0	0	0.00
西	2	20,000	-----	34	431,000	315.75	69	613,577	256.97	0	0	0.00
計	15	123,000	243.56	210	2,852,000	355.39	350	3,708,646	281.07	1	715	0.02
東予信用 本店	7	24,500	350.00	50	473,700	296.90	88	624,048	202.77	1	874	0.17
泉 川	2	21,590	719.67	34	286,090	349.83	56	336,426	247.47	0	0	0.00
川 東	5	40,000	181.82	59	668,100	319.36	111	942,836	233.67	0	0	0.00
三 島	0	0	0.00	43	360,300	416.53	78	454,663	290.53	0	0	0.00
寒 川	2	14,500	195.95	66	428,300	527.14	100	462,229	347.76	0	0	0.00
西 条	4	20,000	-----	58	363,200	459.75	74	419,768	259.24	0	0	0.00
小 松	2	13,200	264.00	45	299,030	337.89	64	347,946	276.99	0	0	0.00
中 菽	3	27,000	-----	29	186,400	-----	37	188,778	555.10	0	0	0.00
喜 多 川	0	0	-----	14	51,600	174.92	20	67,652	172.87	0	0	0.00
新居浜駅	2	2,500	50.00	27	288,720	577.44	51	366,711	336.78	0	0	0.00
計	27	163,290	302.95	425	3,405,440	393.57	679	4,211,057	262.18	1	874	0.03
宇和島 本店	12	116,700	926.19	94	637,700	183.83	240	1,055,235	141.34	0	0	0.00
恵美須町	15	108,200	373.10	102	902,000	435.75	174	1,084,850	241.16	1	682	0.08
新 橋	6	16,500	-----	48	246,600	361.58	96	331,753	150.36	0	0	0.00
城 南	1	3,000	-----	15	28,300	54.42	36	92,487	106.43	0	0	0.00
来	6	21,000	-----	44	247,400	432.52	82	358,520	188.75	0	0	0.00
泉 町	3	13,000	118.18	26	114,200	277.86	60	162,675	178.52	0	0	0.00
吉 田	4	6,000	85.71	21	147,500	100.61	69	376,176	132.49	0	0	0.00
南 宇 和	10	156,600	313.20	76	575,000	259.01	107	676,235	160.30	1	2,444	0.42
三 間	0	0	-----	15	54,450	133.78	43	119,830	105.35	0	0	0.00
卯 之 町	5	15,000	300.00	26	228,200	162.52	67	391,303	134.04	0	0	0.00
計	62	456,000	397.91	467	3,181,350	240.63	974	4,649,063	160.51	2	3,126	0.08
観音寺 四国中央	5	48,000	81.36	119	1,572,900	241.80	181	2,165,935	303.74	1	1,000	0.06
本店	0	0	-----	1	40,000	-----	1	40,000	-----	0	0	0.00
南	0	0	-----	1	2,000	-----	0	0	-----	0	0	0.00
計	5	48,000	81.36	121	1,614,900	248.26	182	2,205,935	309.35	1	1,000	0.06
商工中金 松 山	1	6,000	-----	1	6,000	14.42	24	131,877	73.17	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	-----	1	11,572	80.02	0	0	0.00
計	1	6,000	-----	1	6,000	14.42	25	143,449	73.68	0	0	0.00
県信連 本 所	0	0	0.00	0	0	0.00	2	27,964	79.90	0	0	0.00
計	0	0	0.00	0	0	0.00	2	27,964	79.90	0	0	0.00
単一農協 愛媛南農	0	0	-----	2	9,000	-----	4	10,655	140.22	0	0	0.00
西宇和農	0	0	-----	4	6,500	-----	4	4,970	-----	0	0	0.00
越智今農	0	0	-----	1	3,000	-----	3	3,899	177.63	0	0	0.00
中央農協	0	0	-----	0	0	-----	1	1,684	50.00	0	0	0.00
たいき農	0	0	-----	1	700	-----	1	661	-----	0	0	0.00
計	0	0	-----	8	19,200	-----	13	21,870	166.15	0	0	0.00
総合計	1,869	32,927,554	427.81	18,902	261,256,350	334.04	32,011	333,541,115	199.19	142	919,198	0.33

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

# 融資保証制度一覧

※保証料率につきましては、別表「信用保証料率表」をご覧ください。

## 1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

### ① 一般・提携及び統一制度

(2021年4月1日現在)

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
一般保証	1 普通保証	中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 28,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
			設備	組合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
	2 特別小口保証	小規模企業者	運転	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 2,000	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	徴求しない
	3 小口保証	小企業者	運転 設備	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 50	3年以内	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	4 風俗営業飲食業保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※協調融資先である日本政策金融公庫の貸付金額以内	7年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
5 手形(でんさい)割引根保証			中小企業者	運転 組合 48,000	2年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
6 手形貸付根保証	中小企業者	運転	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 5,000	1年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求	
提携保証	7 中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む中小企業者であり、金融機関の企業評価「自己査定」において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合 8,000	7年以内 (但し、一括返済は1年以内。また、経営安定関連保証を併用する場合は10年以内)	徴求しない 原則として徴求しない (法人は原則として代表者のみ徴求するが、申込人が希望し、協会における保証料率区分が第7区分から第9区分の場合に限り不要)
	8 小口連携保証(トライアングル1000)	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む会社・個人(確定申告先)で商工団体が推薦する先であり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が上限500	5年以内	徴求しない
			設備	※所定の資格要件を満たす先については1,000	7年以内	原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	9 優良ランク保証(パリュール5000)	県内に本店を有し、経営内容が良好であり、かつ今後も経営の向上が見込まれる会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社(医療法人を含む) 5,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	10 優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)	県内に本店を有し、小規模であるが財務内容が健全な会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社(医療法人を含む) 3,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	11 優良ランク保証Ⅲ(ファイブ1000)	県内に事業所を有し、財務内容が健全な個人事業者で、所定の資格要件を満たす先	運転	個人 1,000	15年以内	徴求しない 原則として徴求しない
	12 地域産業応援保証(すごサポ)	愛媛県が作成するデータベース(「スゴ技」「すご味」「すごモノ」「スゴVen.」に掲載されている中小企業者)	運転	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 1,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求 原則代表者1名
	13 事業成長支援保証(まるサポ2000)	中小企業者	運転	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 2,000	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求
			設備	※但し、既保証残高を含む	15年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	原則代表者1名
	14 ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 5,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則代表者1名
	15 ※A 創業フォローアップ保証(セカンド)	「愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱」に規定する新事業創出支援資金」を利用している(過去に利用した)先で、創業後5年未満の個人又は会社	運転 設備	個人・会社 2,000 (但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して2,000が限度)	10年以内 (但し、愛媛県制度を併用する場合は運転資金7年以内)	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	16 税理士会連携保証(ショートサポート3000)	中小企業者	運転	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 3,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	1年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
17 税理士会連携保証(ロングサポート3000)	中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 3,000 ※但し、運転資金は月商の2ヶ月が上限	15年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	原則徴求しない 原則代表者1名	
18 超長期借換保証(スーパーランディング20)	中小企業者	運転	個人・会社・組合・特定非営利活動法人 20,000	20年以内	原則徴求しない 原則代表者1名	

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
提携保証	19	財務体質強靱化保証 (ホールド5000)	中小企業者	運転 個人(青色申告) ・会社・組合 5,000 ・特定非営利活動法人	3年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
	20	事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	運転設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 2,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
全	21	当座貸越(貸付専用型) 根保	中小企業者	運転設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求 (但し、5,000万円以内 の場合は不要) 必要に応じ徴求
	22	長期経営資金保証	中小企業者	運転 個人・会社 20,000 設備	3年以上10年以内 3年以上20年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求
	23	予約保証	中小企業者 (但し、対象外要件あり)	運転設備 (※旧償 済資金は 対象外) 2,000 ※但し、小口零細企業保証制度を利用す る場合は、合計で500までとする	5年以内 (但し、小口零細企業保証制度を 利用する場合は7年以内(運転資 金については5年以内とする)) ※信用保証書の有効期間は365日	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	24	小口零細企業保証	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転 2,000 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資限度額)との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る 設備	5年以内 10年以内	原則不要 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	25	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の 支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並 びに計画の実行及び進捗の報告を行う中 小企業者	運転 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 設備 組合 48,000 借換	5年以内 7年以内 10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
統	26	条件変更改善型借換保証	保証申込時、協会の保証付き借入金の残 高があり、その全部又は一部について返 済条件の緩和を行っているもので、金融 機関及び認定経営革新等支援機関の支援 を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに 計画の実行及び進捗の報告を行う中小企 業者	運転 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 設備 組合 48,000 借換	15年以内	必要に応じ徴求
	27	財務要件型無保証人保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者 (1)総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自 己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍 以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以 上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ 2.0倍以上) (2)総資産額3億円以上5億円未満かつ(自 己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍 以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以 上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ 1.5倍以上) (3)総資産額5億円以上かつ(自己資本比 率15%以上又は純資産倍率1.5倍以上)か つ(使用総資本事業利益率5%以上又はイン タレスト・カバレッジ・レシオ1.0倍以上)	運転 会社 ・特定非営利活動法人 28,000 設備 組合 48,000	一括返済の場合 2年以内 分割返済の場合 運転:7年以内 設備:10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない
保	28	事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集 約化するための資金供給を必要としている持 株会社で、保証制度要綱に規定する資格要件 を満たす先	事業承継 計画の実 施に必要 な資金 持株会社 28,000	15年以内	必要に応じ徴求 原則法人代表者
	29	自主廃業支援保証	現在事業を行っている中小企業者であって、 以下の要件を全て満たす先 (1)事業譲渡や経営者交代等による事業継続 が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 (2)直近決算が実質的に債務超過でなく、完 済が求められる債務について事業清算により 完済が見込めること。 (3)バンクミーティング等により合意に至っ た廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の 報告を行うもの。	廃業計画 の実施に 必要な 資金 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000	1年以内 かつ、終期は 解散予定日より前	必要に応じ徴求 原則法人代表者
証	30	事業承継特別保証	次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)に 該当する中小企業者 (1)3年以内に事業承継を予定する法人 (2)2020年1月1日から2025年3月31 日までに事業承継を実施した法人であって、 事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①～④までに定める全ての要件を満 たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内 であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	運転 会社 ・特定非営利活動法人 28,000 設備 組合 48,000	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない
	31	伴走支援型特別保証	経営行動に係る計画を策定し、以下のい ずれかの要件を満たす中小企業者。 ①特定中小企業者(4号) ②特定中小企業者(5号) ③特例中小企業者	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 4,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則として、法人代表者 以外は徴求しない

## ② 県制度（愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類）

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
経営安定資金	32 一般資金	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備	※組合融資の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求
	33 建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業 に属する事業を営む中小企業者 及び特定中小企業者（※1）	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
	34 小口資金	小規模企業者 (但し、特別小口保険を利用する者において は、小規模企業者であって、原則として引き 続き6ヶ月以上商工会議所等の指導を受けて いる者)	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	7年以内 (但し、特別小口保険利用の 場合は5年以内)	必要に応じ徴求 (特別小口保険利用の場 合は徴求しない)
			設備		10年以内 (但し、特別小口保険利用の 場合は7年以内)	必要に応じ徴求 (特別小口保険利用の場 合は徴求しない)
35 短期資金	中小企業者	運転	知事がその都度定める ※組合融資の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
36 小口零細企業資金	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	個人・会社・組合 2,000	5年以内	原則不要	
		設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 〔根保証においては融資極度額〕との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	37 経営指導特例	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く (但し、原則として引き続き6ヶ月以上 商工会議所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 2,000	5年以内	原則不要
			設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 〔根保証においては融資極度額〕との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
38 チャレンジ企業支援資金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等 又は 海外投資関係保証を 利用する中小企業者等	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内 (一部5年以内)	必要に応じ徴求	
		設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内 (一部7年以内)	必要に応じ徴求	
新事業創出支援資金	39 創業等関連資金	創業等を行うとする個人及び会社並 びに創業等を行った個人及び会社で事 業を開始（会社を設立）した日以後5 年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 1,500	7年以内	徴求しない
			設備	※但し、創業等を行うとする個人及び 会社においては、自己資金額を限度額と する	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	40 創業関連資金	創業等を行うとする個人及び会社並 びに創業等を行った個人及び会社で事 業を開始（会社を設立）した日以後5 年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 2,000	7年以内	徴求しない
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
41 再挑戦支援資金	過去に経営状況の悪化により事業を廃 業もしくは会社を解散した経験の有す る者で、当該事業廃止の日もしくは会 社を解散した日から5年を経過する前 に保証の委託を申し込みした者	運転	個人・会社 2,000	7年以内	徴求しない	
		設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
42 事業承継支援枠	42 事業承継資金	県内で 新たに事業承継する 中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要に応じ徴求
	43 事業承継特別資金	県内で新たに事業承継する 中小企業者であって 全国統一制度の 事業承継特別保証を利用して 事業承継を図る者	運転 借換	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
設備			個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要に応じ徴求	
44 緊急経済対策特別支援資金	特定中小企業者(※1) 又は 特例中小企業者(※2) 又は 中小企業者 又は 経営力強化保証を 利用する中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 10,000	7年以内 (但し、経営力強化保証を 利用する場合は5年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
		借換	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 16,000	10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
45 雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 10,000	7年以内	必要に応じ徴求	
		設備	※組合融資の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内 (チャレンジ企業支援資金 保証対象者12年以内)	必要に応じ徴求	

制度名		対象	資金 用途	保証限度額 (万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
災害関連対策資金		災害等の発生の都度知事が定める				
46	新型コロナウイルス感染症 対策資金 (全国統一枠)	以下の要件を満たす中小企業者 ①特定中小企業者 (4号) (※1) ②特定中小企業者 (5号) (※1) ③特例中小企業者 (※2)	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 6,000 ※但し、県独自枠と合算して6,000とする	10年以内	必要に応じ徴求 原則として、法人代表者 以外は徴求しない

### ③ 市町制度

制度名		対象	資金 用途	保証限度額 (万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
47	中小企業振興資金融資制度保証	中小企業者	運転 設備	各市町の融資条件による 上限 500	各市町の 融資条件による (最長 5年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
48	中小企業緊急経営資金融資制度保証 (現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・ 西予市・四国中央市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 と合算して、1,000とする なお、同保証との併用は不可	各市町の 融資条件による (最長 6年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
49	中小企業経営安定化資金融資制度保証 (現在、松山市・今治市・西条市・四国 中央市のみ取扱)	特定中小企業者(※1)	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 及び中小企業緊急経営資金融資制度保証 と合算して、1,000とする	各市町の 融資条件による (最長 7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
50	中小企業季節資金融資制度保証 (松山市・新居浜市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 300	各市町の 融資条件による (最長 5ヶ月)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
51	中小企業設備近代化資金融資制度保証 (松山市・今治市のみ取扱)	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限 1,000	各市町の 融資条件による (最長 7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
52	小企業特別小口資金融資制度保証 (現在、取扱市町なし)	小規模企業者	運転 設備	上限 200	5年以内	徴求しない 徴求しない

## 2. 別枠保証

制度名		対象	資金 用途	保証限度額 (万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
53	公害防止保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
54	エネルギー対策保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000 組 合 40,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
55	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内 15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000		
56	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内 15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000		
57	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第2条第5項 第1号～8号の認定を受けた特定 中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000 (6号認定者)	10年以内 15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
			設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 38,000 組 合 48,000		
58	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により直接的に被害を 受けた中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
59	危機関連保証	中小企業信用保険法第2条第6項 の認定を受けた特例中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則法人代表者
60	創業等関連保証	創業等を行うとする個人及び会社並 びに創業等を行った個人及び会社で事 業を開始(会社を設立)した日以後5 年を経過していない中小企業者	運転 設備	1,500 ※新規開業資金については、自己資金額 が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金 使途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
61	創業関連保証	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始（会社を設立）した日以後5年を経過していない中小企業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
62	再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
中堅企業破綻金融機関等関連特別保証	※B 破綻金融機関等 関連特別保証	認定中堅業者	運転	会社 50,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内	徴求しない (但し、10,000万円超の保証の際は必要)
			設備		7年以内	必要に応じ徴求
	※C 破綻金融機関等 関連特別無担保保証	認定中堅業者	運転	会社 10,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	必要に応じ徴求
65	災害関係保証	被災中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
66	労働力確保関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	10年以内 15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
67	中小小売商業関連保証	認定中小企業者	設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
68	商店街整備等支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	設備	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
69	伝統的工芸品支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	運転 設備	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
70	地域伝統芸能等関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
71	流通業務総合効率化関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
72	小規模事業者支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人 又は 特定非営利活動法人	運転 設備	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000 特定非営利活動法人	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
73	特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関	運転 設備	商工会・都道府県商工会 連合会・商工会議所等 28,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
74	※D 地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合 48,000 (80,000)	7年以内	必要に応じ徴求
75	※E 海外地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者 (但し、海外において地域産業資源活用 事業（需要の開拓に係るものに限る） を実施するものに限る）	運転	個人・会社 40,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求
76	中心市街地商業等 活性化関連保証	認定中小企業者 特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 28,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般財 団法人を含む	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
77	中心市街地商業等 活性化支援関連保証	特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 56,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般財 団法人を含む	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
78	※F 特定新技術事業 活動関連保証	中小企業者	運転	個人・会社	30,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	60,000	7年以内	必要に応じ徴求
79	※G 経営革新関連保証	承認中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000 (120,000)	7年以内	必要に応じ徴求
80	※H 異分野連携新事業 分野開拓関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000 (140,000)	7年以内	必要に応じ徴求
81	※I 周辺地域整備関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 (30,000)	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
82	※J 中小企業特定社債保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者(株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社) (1) 総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバーレッジ・レシオ2.0倍以上) (2) 総資産額3億円以上5億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバーレッジ・レシオ1.5倍以上) (3) 総資産額5億円以上かつ(自己資本比率15%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率5%以上又はインタレスト・カバーレッジ・レシオ1.0倍以上)	運転	会 社	45,000	2年以上 7年以内 (年単位)	徴求しない (但し、20,000万円超の保証の際は必要)
			設備	一括支払契約保証の利用がない場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、中小企業特定社債保証と合計で50,000以内とする  一括支払契約保証の利用がある場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、中小企業特定社債保証及び一括支払契約保証と合計で100,000以内とする			徴求しない
83	※K 特定研究開発等関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
84	※L 流動資産担保融資保証 (ABL保証)	流動資産(売掛債権・棚卸資産)を担保として借り入れを行う中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人	20,000	根保証:1年間 (更新可)  個別保証:1年以内	売掛債権・棚卸資産に限り徴求する (但し、棚卸資産は法人のみが対象)  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
85	※M 下請振興関連保証	振興事業を実施する中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合	20,000	1年以内 (更新可)	徴求する (但し、親事業者に対する売掛債権に限る)  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
86	事業再生保証 (DIP保証)	民事再生手続き又は会社更生手続きを申し立てた中小企業者であって、再生/更生計画認可後3年を経過していない者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人	20,000	10年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
87	※N 事業再生円滑化関連保証 (プレDIP保証)	特定認証紛争解決事業者(特定ADR)、中小企業基盤整備機構又は中小企業再生支援協議会が関与する私的整理手続中の中小企業者	運転 設備	個人・会社	28,000	3年以内	必要に応じ徴求
			(経済産業省令で定められているものに限る)	組 合	48,000		徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
88	※O 特定信用状関連保証 (LC保証)	スタンバイ信用状による海外現地資金調達を行う中小企業者	事業の振興に必要な資金	個人・会社・組合	20,000	1年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
89	※P 農商工等連携事業 関連保証	認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備	組 合	48,000 (140,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
90	農商工等連携 支援保証	認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業を行う認定一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
91	経営承継関連保証	認定中小企業者 (※組合、士法人は対象外)	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			15年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徵求 上段:担保 下段:保証人
92	特定経営承継関連保証	認定中小企業者の代表者	運転	認定中小企業者の代表者個人 28,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備		15年以内	原則認定中小企業者
93	※Q 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 100,000	1年以内 (更新可)	必要に応じ徵求 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
94	商店街活性化事業証 関連	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施する商店街振興組合等(組合員、所属員を含む)	運転	個人・会社 28,000	5年以内	必要に応じ徵求 (8,000万円超は原則担保徵求する)
			設備	組合 48,000	7年以内	徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
95	商店街活性化支援証 関連	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徵求 (8,000万円超は原則担保徵求する)
			設備		7年以内	徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
96	経営革新等支援証 関連	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徵求 (8,000万円超は原則担保徵求する)
			設備		7年以内	徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
97	情報提供支援関連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徵求
			設備		7年以内	徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
98	※R 特定下請連携事業証 関連	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転	個人・会社 28,000 (40,000)	5年以内	必要に応じ徵求
			設備	組合 48,000 (60,000)	7年以内	徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
99	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 組合 48,000 (事業再生計画の実施に必要な資金)	15年以内	必要に応じ徵求 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
			運転 設備	個人・会社 28,000 組合 48,000 (事業再生計画の実施に必要な資金)		必要に応じ徵求 原則として、法人代表者以外は徵求しない
101	連携創業支援等証 関連	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徵求
			設備		7年以内	徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
102	地域産業資源活用支援証 関連	一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画に従って地域産業資源活用支援事業を行うもの	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徵求
			設備		7年以内	徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
103	※S 経営力向上関連保証	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徵求
			設備	組合 48,000 (120,000)	7年以内	徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
104	地域経済牽引事業証 関連	認定中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徵求
			設備	組合 48,000	7年以内	徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
105	地域経済牽引支援証 関連	認定を受けた地域経済牽引支援機関のうち、連携支援事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徵求
			設備		7年以内	徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
106	商店街活性化促進事業証 関連	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徵求
			設備	組合 48,000	7年以内	徵求しない (法人は代表者のみ徵求)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
107	新技術等実証関連保証	認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証を実施する中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
108	革新的データ産業活用証	認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
109	先端設備等導入証	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
110	情報処理支援関連保証	認定情報処理支援機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
111	経営承継準備関連保証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
112	特定経営承継準備証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた事業を営んでいない個人	運転	個人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
113	技術等情報漏えい防止措置関連保証	認定技術等情報漏えい防止措置認証機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
114	※T 社外高度人材活用 新事業分野開拓関連保証	社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
115	※U 事業継続力強化関連保証	事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人 (70,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (120,000)	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
116	※V 連携事業継続力強化関連保証	連携事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人 (60,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (120,000)	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
117	情報処理システム 運用・管理関連保証	経済産業大臣が定めた情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理に関する指針に掲げる事項に関する取組の実施状況が優良なものであること等の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社・ 特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
118	特定高度情報通信技術活用 システム開発供給等関連保証	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画又は導入に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社・組合 28,000 ・特定非営利活動法人	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
119	経営承継借換関連保証	次の(1)から(3)に該当する中小企業者 (1) 経営承継円滑化法の規定による認定を受けていること (2) 法人・個人の分離がなされていること (3) 返済緩和している借入金がないこと	運転	会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求  徴求しない
120	追認保証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し1,000万円を限度とする				
121	借換保証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる				

(※1)「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。  
(※2)「特例中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

1. 普通保証、手形（でんさい）割引根保証、当座貸越（貸付専用型）根保証、経営力強化保証、条件変更改善型借換保証、財務要件型無保証人保証、事業承継サポート保証、労働力確保関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証、災害関係保証、労働力確保関連保証、中小小売業関連保証、商店街整備等支援関連特例、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業総合力強化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証（※）、事業再生円滑化関連保証、農工商等連携事業関連保証、農工商等連携支援関連保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業等支援関連保証、地域産業資源活用支援関連保証、経営力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証、地域経済牽引支援関連保証、商店街活性化促進事業関連保証、新技術等実証関連保証、革新的データ産業活用関連保証、先端設備等導入関連保証、情報処理支援関連保証、技術等情報漏えい防止措置関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の保証限度額には、個人・会社、組合又は一般社団法人及び一般財団法人（対象中小企業者）とも無担保保証に係る保証限度額8,000万円（※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円）が含まれています。
2. 一般保証の合計は、普通保証に係る保証にあっては個人・会社20,000万円、組合40,000万円（無担保保証に係る保証にあっては、個人・会社、組合とも8,000万円）を超えることができます。
3. 特別小口保証に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人に限り、なお、常時使用する従業員の数や業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人とします。
4. 特別小口保証に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。
5. 災害関係保証、経営安定関連保証、危機関連保証は、一般保証のほかは別枠の利用が可能です。合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円（うち無担保保証人保証2,000万円）の範囲内で取り扱います。また、別枠を利用した場合、災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る）、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証の合算で普通保証40,000万円（組合の場合は80,000万円）、無担保保証16,000万円（うち無担保保証人保証4,000万円）、最大で56,000万円（組合の場合は96,000万円）が限度となります。
6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているもののうち、一部保証制度については特定非営利活動法人が対象とならない場合があります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、その額を保証限度額欄に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額になりますのでご注意ください。

(注3)

1. ※A創業フォローアップ保証は、「創業関連特例保証」に係る保証のうち、「34創業関連資金」、「55創業関連保証」のいずれかを併用します。
2. ※B破綻金融機関等関連特別保証および※C破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第2条第2項の規定に基づく異知事の認定書が必要です。
3. ※D地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、流動資産担保保証に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
4. ※E海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の海外投資関係保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
5. ※F特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
7. ※H異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。  
（新事業開拓保証に該当する場合）  
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
（海外投資関係保証に該当する場合）  
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新

新関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
（流動資産担保保証に該当する場合）  
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。

8. ※I周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
9. ※J中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式（ただし保証協会の保証は割合は80%）となります。したがって、保証付私債の発行価格は56,000万円が限度となります。
10. ※K特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合は別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
11. ※L流動資産担保融資保証および※M下請振興関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度となります。
12. ※N事業再生円滑化関連保証（特例小口保証利用の場合を除く）および※O特定信用状関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。
13. ※P農工商等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。  
（新事業開拓保証に該当する場合）  
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
（海外投資関係保証に該当する場合）  
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。  
（流動資産担保保証に該当する場合）  
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
14. ※Q一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがって、本保証での借入極限度額は14億2,800万円が上限となります。
15. ※R特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
16. ※S経営力向上関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
17. ※T社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。
18. ※U事業継続力強化関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
19. ※V連携事業継続力強化関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

# 信用保証料率表 (2021年4月1日現在)

(注) 赤色の保証制度は、責任共有制度対象外の保証制度(100%保証)。  
 青色の保証制度は、責任共有制度対象でかつ「部分保証」(80%保証)の保証制度を表しています。(単位：年率%)

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率(責任共有外保証料率)										有給保証引の適用	その他特約の適用
		対象	部分保証	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分			
一般保証	1 普通保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	2 特別小口保証(無担保・無保証人)	○		○					0.85						
									0.68						
	3 小口保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	4 風俗営業飲食業保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	5 手形(でんさい)割引根保証	○			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	
	6 手形貸付根保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	7 中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)(注8)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	8 小口連携保証(トライアングル1000)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	9 優良ランク保証(バリュー5000)	○			-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30		
10 優良ランク保証II(グッド3000)	○			-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30			
11 優良ランク保証III(ファイン1000)	○			-	-	-	-	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30			
12 地域産業応援保証(すごサポート)	○			1.75	1.60	1.40	1.20	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30	○		
13 事業成長支援保証(まるサポ2000)(注8)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
14 ぐるり瀬戸内活性化保証(せとち保証)	○			1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○		
15 創業フォローアップ保証(セカンド)(注13)	○		○					0.30							
16 税理士会連携保証(ショートサポート3000)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
17 税理士会連携保証(ロングサポート3000)(注8)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
18 超長期借換保証(スーパーランディング20)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
19 財務体質強化保証(ホールド5000)(注14)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
20 事業者カードローン当座貸越根保証	○			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○		
21 当座貸越(貸付専用型)根保証	○			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○		
22 長期経営資金保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
23 予約保証(注7)	○			-	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
24 小口零細企業保証(注3)		(下記以外)	○	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○		
		予約保証(注7)	○	-	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○	
25 経営力強化保証(注11)	○			1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○		
			○	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○		
26 条件変更改善型借換保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
27 財務要件型無保証人保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○(注6)	
28 事業承継サポート保証	○							1.15					○		
29 自主廃業支援保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
30 事業承継特別保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
		要綱14.(5)の書面に掲げる項目全てに専門家が満たすものと判断したとき		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20			
31 伴走支援型特別保証制度															
		特定中小企業者(注10)4号、特例中小企業者(注15)	○					0.85(要綱11.(2)の経営者保証免除対応を適用する場合は1.05)						○	
		特定中小企業者(注10)5号	○					0.85(要綱11.(2)の経営者保証免除対応を適用する場合は1.05)						○	
愛媛県中小企業振興資金融資制度保証	32 一般資金	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		
	33 建設産業短期資金		(下記以外)	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		
			特定中小企業者(注10)	○					0.80						
			1号~4号、6号						0.70						
			5号、7号~8号						0.70						
	34 小口資金	○	(下記以外)	1.40	1.26	1.12	0.98	0.80	0.80	0.75	0.55	0.35	○		
			特別小口保険利用	○					0.85						
			NPO法人(注12)	○					0.68						
	35 短期資金	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	36 小口零細企業資金		(下記以外)	○	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	○	
			37 経営指導特例	○	1.55	1.41	1.27	1.13	0.95	0.95	0.90	0.70	0.50	○	
	38 チャレンジ企業支援資金		(下記以外)	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	
			制度保証要綱の融資対象(1)に該当するものであって特別保証を利用する者	○					0.70						
			海外投資関係保証を利用する者	○					1.00						
			39 創業等関連資金	○					0.80						
		40 創業関連資金	○					0.80(創業フォローアップ保証を併用する場合は0.30)							
		41 再挑戦支援資金	○					0.80							
		42 制度保証要綱の融資対象(1)に該当するもの	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		
		43 制度保証要綱の融資対象(2)及び(3)に該当するもの	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		
		制度保証要綱の融資対象(4)に該当するものであって特別保証(セーフティネット保証)を利用する者	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		
		制度保証要綱の融資対象(5)に該当するものであって特別保証(セーフティネット保証)を利用する者	○	1.04	0.89	0.76	0.63	0.52	0.48	0.38	0.27	0.16			
		44 緊急経済対策特別支援資金		(下記以外)	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	
		特定中小企業者(注10)	○					0.80							
		5号、7号~8号	○					0.70							
		特例中小企業者	○					0.80							
		制度保証要綱の融資対象(8)に該当するものであって責任共有対象の者	○	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0.35	○		
		制度保証要綱の融資対象(9)に該当するものであって責任共有対象の者	○	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○		
45 雇用促進支援資金	○			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		
46 建設産業新分野進出等支援資金		(下記以外)	○												
		災害等の発生の都度知事が別に定めるところによる													
		47 新型コロナウイルス感染症対策資金(全国統一特)	○					0.85(本制度要綱により経営者保証を免除する場合は1.05)							
		特定中小企業者(注10)4号、特例中小企業者(注15)	○					0.85(本制度要綱により経営者保証を免除する場合は1.05)							
		特定中小企業者(注10)5号	○					0.85(本制度要綱により経営者保証を免除する場合は1.05)							
市町村制度	47 中小企業振興資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	48 中小企業緊急経営資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	49 中小企業経営安定化資金融資制度保証		特定中小企業者(注10)	○					0.80						
			1号~4号、6号						0.70						
			5号、7号~8号	○					0.70						
50 中小企業季節資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
51 中小企業設備近代化資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
52 小企業特別小口資金融資制度保証			○					0.85							
		NPO法人(注12)	○					0.68							
別枠保証	53 公害防止保証	○							1.00				○		
	54 エネルギー対策保証	○							1.00				○		
	55 海外投資関係保証	○							1.00				○		
	56 新事業開拓保証		(下記以外)	○					1.00				○		
			新事業開拓保険(注4)	○					0.70						
保証	57 経営安定関連保証(セーフティネット保証)		1号~4号、6号	○					0.80						
		5号、7号~8号		(下記以外)	○				0.70						
		特別小口保険利用	○					0.80							
		NPO法人(注12)	○					0.70							

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）										有担保割引の適用	その他任意要請の適用						
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分								
別 枠 保 証	58 東日本大震災復興緊急保証			○														0.80			
	59 危機関連保証	(下記以外)																0.80			
		特別小口保険利用																0.80			
	60 創業等関連保証																	0.80			
	61 創業関連保証																	0.80			
	62 再挑戦支援保証																	0.80			
	中堅企業（破綻金融機関等関連）特別保証	63 破綻金融機関等関連特別保証		協調融資	○														0.75		
		64 破綻金融機関等関連特別無担保保証		協調融資	○														0.65		
	65 災害関係保証				○														0.80		
	66 労働力確保関連保証	(下記以外)	○																0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
	67 中小小売商業関連保証	(下記以外)	○																0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
	68 商店街整備等支援関連保証																		1.15		○
	69 伝統的工芸品支援関連保証																		1.15		○
	70 地域伝統芸能等関連保証	(下記以外)	○																0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
		NPO法人(注12)	○																0.70		
	71 流通業務総合効率化関連保証	(下記以外)	○																0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
	72 小規模事業者支援関連保証				○														1.15		○
	73 特定中小企業再生支援関連保証				○														1.15		○
	74 地域産業資源活用事業関連保証	(下記以外)	○																0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
		流動資産担保保険利用		○															0.68		
		新事業開拓保険利用		○															1.00		○
		新事業開拓保険(注4)		○															0.70		
	75 海外地域産業資源活用事業関連保証				○														1.00		○
	76 中心市街地商業等活性化関連保証	(下記以外)	○																0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
	77 中心市街地商業等活性化支援関連保証																		0.70		
	78 特定新技術事業活動関連保証	(下記以外)	○																1.00		○
		新事業開拓保険(注5)		○															1.30		
	79 経営革新関連保証	(下記以外)	○																0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
		新事業開拓保険利用		○															1.00		○
		新事業開拓保険(注4)		○															0.70		
		海外投資関係保険利用		○															1.00		○
	80 異分野連携新事業分野開拓関連保証	(下記以外)	○																0.70		
		特別小口保険利用			○														0.80		
		流動資産担保保険利用		○															0.68		
		新事業開拓保険利用		○															1.00		○
		新事業開拓保険(注4)		○															0.70		
	81 周辺地域整備関連保証	(下記以外)	○																1.15		○
		特別小口保険利用			○														0.85		
NPO法人(注12)			○															0.68			
新事業開拓保険利用			○															1.00		○	
82 中小企業特定社債保証	新事業開拓保険(注4)		○															0.70			
			○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45							○(注6)	
	(下記以外)	○																0.70			
	特別小口保険利用			○														0.80			
83 特定研究開発等関連保証	新事業開拓保険利用		○															1.00		○	
	新事業開拓保険(注4)		○															0.70			
			○															0.68			
84 流動資産担保融資保証（ABL保証）		○																0.68			
85 下請振興関連保証		○																0.56			
86 事業再生保証（DIP保証）				○														2.20			
87 事業再生円滑化関連保証（フレDIP保証）	(下記以外)	○																1.76			
	特別小口保険利用			○														0.85			
88 特定信用状関連保証（LC保証）		○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45								
89 農商工等連携事業関連保証	(下記以外)	○																0.70			
	特別小口保険利用			○														0.80			
	流動資産担保保険利用		○															0.68			
	新事業開拓保険利用		○															1.00		○	
	新事業開拓保険(注4)		○															0.70			
90 農商工等連携支援関連保証	海外投資関係保険利用		○															1.00		○	
			○															1.15		○	
91 経営承継関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45							○	
	特別小口保険利用			○														0.85			
92 特定経営承継関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45							○	
	特別小口保険利用			○														0.85			
93 一括支払契約保証（注9）		○	○		1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35							○	
94 商店街活性化事業関連保証	(下記以外)	○																0.70			
	特別小口保険利用			○														0.80			
95 商店街活性化支援関連保証				○														1.15		○	
96 経営革新等支援関連保証				○														1.15		○	
97 情報提供支援関連保証				○														1.15		○	
98 特定下請連携事業関連保証	(下記以外)	○																0.70			
	特別小口保険利用			○														0.80			
	新事業開拓保険利用		○															1.00		○	
	新事業開拓保険(注4)		○															0.70			
99 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）（注16）	(下記以外)	○																0.70			
				○														0.80			
	特別小口保険利用			○														0.80			

区分	制度名	責任共有			責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）										
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保割引の適用	その他任意割引の適用
別 枠 保 証	100 事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) (注16)	(下記以外)	○		0.8 (要綱11.(2)の経営者保証免除対応を適用する場合は1.0)										
		特別小口保険利用		○	1.0 (要綱11.(2)の経営者保証免除対応を適用する場合は1.2)										
	101 連携創業支援等関連保証		○						1.15					○	
	102 地域産業資源活用支援関連保証		○						1.15					○	
	103 経営力向上関連保証	(下記以外)	○							0.70					
		特別小口保険利用			○					0.80					
		新事業開拓保険利用	○							1.00				○	
		新事業開拓保険(注4)	○							0.70					
	104 地域経済牽引事業関連保証	(下記以外)	○							1.00					○
		特別小口保険利用			○					0.80					
	105 地域経済牽引支援関連保証		○						1.15					○	
	106 商店街活性化促進事業関連保証	(下記以外)	○							0.70					
		特別小口保険利用			○					0.80					
	107 新技術等実証関連保証	(下記以外)	○							0.70					
		特別小口保険利用			○					0.80					
	108 革新的データ産業活用関連保証	(下記以外)	○							0.70					
		特別小口保険利用			○					0.80					
	109 先端設備等導入関連保証	(下記以外)	○							0.70					
		特別小口保険利用			○					0.80					
	110 情報処理支援関連保証	(下記以外)	○							1.15					○
特別小口保険利用				○					0.85						
111 経営承継準備関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	特別小口保険利用			○					0.85						
112 特定経営承継準備関連保証		○							1.15					○	
113 技術等情報漏えい防止措置関連保証		○							1.15					○	
114 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証	(下記以外)	○							0.70						
	特別小口保険利用			○					0.80						
	新事業開拓保険利用	○							1.00				○		
	新事業開拓保険(注4)	○							0.70						
115 事業継続力強化関連保証	(下記以外)	○							1.00					○	
	特別小口保険利用			○					0.80						
	新事業開拓保険利用	○							1.00				○		
	新事業開拓保険(注4)	○							0.70						
116 連携事業継続力強化関連保証	(下記以外)	○							1.00					○	
	特別小口保険利用			○					0.80						
	新事業開拓保険利用	○							1.00				○		
	新事業開拓保険(注4)	○							0.70						
117 情報処理システム運用・管理関連保証	(下記以外)	○							0.70						
	特別小口保険利用			○					0.80						
118 特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	(下記以外)	○							0.70						
	特別小口保険利用			○					0.80						
119 経営承継借換関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	特別小口保険利用			○					0.80						
要綱5. ⑤の書面に掲げる確認項目全てに専門家を満たすものと判断したとき					1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20		
120 追認保証(注1)		○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
121 借換保証(注2)		△	△	△	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△	

【補足説明】

- 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したもの。  
責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率（「保証料率」という）は、保証委託額に対する率。
- 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保証料率の区分とする。  
保証料率化に係る保証制度については、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定、これに定性情報を加味して適用する保証料率を決定する。  
なお、区分対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分（経営力強化保証は第4区分）の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。  
①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの  
②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者  
③金融機関からの借入れ（当該保証関係に係るものに限り）に係る連帯債務を負担する事業者
- 有担保割引の適用欄が「○」の保証制度は、保証協会所定の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
- 一括支払契約保証「新型コロナウイルス感染症対応資金要綱例」に基づく自治体制度融資、伴走支援型特別保証制度及び事業再生計画実施関連保証（感染症対応）を除く保証制度で会計参与を設置していることが確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。

- 利用する各保証制度の取り扱いに準ずる。但し1,000万円を限度とする。
- 借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による（割引・割増の有無含む）。
- 「小口等細企業保証制度」は、利用する保証制度（部分保証制度に限定された保険種別以外）はすべての保険種別＜保険特含含む＞の利用が可能である。また、当座貸越保証、手形（でんさい）割引根保証等の根保証形式の保証は利用できない）に定める料率による。
- 「新事業開拓保証」を利用のものであって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の料率である。
- 「新事業開拓保証」を利用のものであって、担保及び保証人（法人代表者の保証を除く。）を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以下の場合の料率である。
- 協会独自割引として、「経営者」、「経営環境」、「経営基盤」の3項目についての定性評価を行い評価に応じて0.09%から0.24%表示利率より引き下げる。但し、最高割引料率の限度あり。
- 「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。
- 「中小企業金融円滑化保証」、「事業成長支援保証」、「税理士連携保証（ロングサポート3000）」について、愛知県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。
- 「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。
- 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市長の認定を受けた方のことです。
- 「特別強化保証」「事業再生計画実施関連保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）を本制度で借り換える場合（保証付きの既借借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象外となります。
- 「NPO法人」とは、中小企業信用保険法第2条第3項第7号に定める特定非営利活動法人のことです。
- 「創業関連特別保証」に係る保証のうち、「34 創業関連資金」、「55 創業関連保証」のいずれかを併用します。
- 「財務体質強化保証」について、経営安定関連保証を併用する場合は同保証に定める料率による。
- 「特別中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市長の認定を受けた方のことです。
- 「事業再生計画実施関連保証」及び「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）を本制度で借り換える場合及び、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（当該期間を延長した場合は延長した期間を含む。）に信用保証協会が保証申込み受付し、かつ貸付実行された経営安定関連保証5号の保証付き既借借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象外となります。

# 保証協会団信実績

| 2021年2月 |

2009年11月1日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております！

## ●保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険（以下、保証協会団信）とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会）が生命保険会社から受け取る保険金（\*）をもとに、加入している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。

（\*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。）

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。

## ●保証協会団信加入状況

保証協会団信の2021年2月末時点の加入状況は下記の通りです。（生保会社査定後承諾済ベース）

9～2月件数	9～2月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
141件	128,380万円	1,628件	1,270,637万円	780万円	51.5歳

### 〈金融機関別〉

金融機関名	9～2月件数(件)	9～2月融資額(万円)	累計件数(件)	累計金額(万円)
伊予銀行	32	33,750	462	402,631
四国銀行	0	0	15	17,465
百十四銀行	0	0	13	17,700
阿波銀行	0	0	3	4,500
広島銀行	0	0	12	9,030
山口銀行	0	0	3	6,500
愛媛銀行	26	27,400	416	346,585
香川銀行	2	4,000	21	23,560
高知銀行	2	850	30	21,597
徳島大正銀行	1	300	5	2,590
愛媛信金	65	53,560	483	309,182
東予信金	9	6,670	88	56,530
川之江信金	1	200	29	32,167
宇和島信金	3	1,650	45	19,300
三菱UFJ	0	0	1	500
商工中金	0	0	1	300
えひめ南農協	0	0	1	500
合計	141	128,380	1,628	1,270,637

## TOWEL HISTORY タオルの歴史

- 明治5年  
日本にタオルが入ってくる
- 明治19年  
矢野七三郎らが木綿織機で綿ネルの製織を始める
- 明治20年  
佐野村(現泉佐野市)の里井圓治郎によりテリーモーションによる機械が開発され、パイルが形成されたタオル生地が作られる
- 明治27年  
阿部平助氏が綿ネル機械を改造して、今治で最初のタオル作りが始まる
- 明治43年  
麓常三郎氏によりタオルを同時に二列織る機械が考案
- 大正元年  
中村忠左衛門氏により綿ネル織機を利用して、大衆向けのタオルが開発される
- 大正13年頃  
愛媛県工業講習所の菅原技師の指導により、高級なジャカード織りの今治タオルが生産される



# タオル

## 昔から綿の産地、良質の水など発展の基盤があった

### 今治タオルの本質的価値を 実感できる体験施設



今治タオルの知識や歴史を学べる『今治タオルLAB』(テクスポ今治)。自分でタオルを作るブースやタオルソムリエクイズなど、見てさわって楽しめる空間です。

### テクスポ今治内にある 今治タオル本店



クリエイティブディレクター・佐藤可士和氏を迎え入れた今治タオル。約400種、2万点以上ものアイテムが揃う国内最大級の売り場面積を誇るショップです。

んわりとした肌触り、優れた吸水性など確かな品質が評価され、今治タオルは日本のみならず、海外でも愛用されるブランドへと成長しました。その歴史は、明治時代にさかのぼります。江戸時代から綿栽培が盛んだった今治は、綿織物(伊予木綿)の産地として知られていました。明治時代になると、廉価な輸入木綿や紡績糸によって、伊予木綿は衰退。しかし、明治19(1887)年、矢野七三郎氏らが綿ネルの製織を始めたことよって、今治の綿産業は再び回復の兆しを見せます。同27(1894)年、海外のタオルに活路を見出した阿部平助

氏がネル機を改造し、タオル製造を始めました。その後も、織機を改良した麓常三郎氏、原糸を先に晒し、デザインを施す製法を生み出した中村忠左衛門氏などの尽力によって、今治のタオル産業は発展を遂げました。高縄山系を源流とする蒼社川の伏流水や石鎚山がもたらす地下水は、極めて重金属の少ない軟水で、晒しや染めに適しています。使い続けても柔らかさが持続するのは、良質な水のおかげです。現在、今治は全国のタオル生産量の約60%以上を占め、質・量とも日本一となり、更なる発展に向けて歩みを進めています。



愛媛県信用保証協会  
EHIME GUARANTEE

## 本 所

〒790-8651 松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン 7,8,9階  
 総務部  
 総務課 TEL 089-931-2111(代) FAX 089-931-2107  
 電算課 TEL 089-931-2115 FAX 089-931-2170  
 業務統括部  
 企業支援課 TEL 089-931-2114 FAX 089-931-1026  
 代位弁済課 TEL 089-931-2117 FAX 089-931-1026  
 債権管理部  
 管理課 TEL 089-931-2128 FAX 089-931-2129  
 監査室 TEL 089-931-2180 FAX 089-931-2129

## 松山事業部 業務区域 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町

〒790-8651 松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7階  
 保証一課・保証二課  
 TEL 089-931-2118 FAX 089-931-2174

## 新居浜支所 業務区域 新居浜市・西条市・四国中央市

〒792-0025 新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階  
 TEL 0897-33-8282 FAX 0897-33-8284

## 今治支所 業務区域 今治市・上島町

〒794-0042 今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階  
 TEL 0898-23-0170 FAX 0898-23-0758

## 八幡浜支所 業務区域 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

〒796-8691 八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階  
 TEL 0894-22-2003 FAX 0894-22-3137

## 宇和島支所 業務区域 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

〒798-0040 宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階  
 TEL 0895-22-6556 FAX 0895-22-6583



LINE

保証協会のホットな話題を  
お届けしています。

